

(第二部)

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第二十七号

(四〇九)

昭和二十三年六月二十五日(金曜日)
午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○地方財政法案(内閣送付)

○地方税法を改正する法律案(内閣送付)

(右二案に關し証人の証言あり)

○委員長(吉川末次郎君) それではこ
れより本日の委員會を開会いたしま
す。本日は地方財政法案並びに地方税
制の改正につきまして學識経験ある方
々から御意見を伺うことになつてい
るのでございます。地方財政の根本的な
改革を断行いたしました、地方自治の
基礎を確立しなければならぬというこ
とは、新憲法実施以來の懸案でありま
して、政府におきましても御承知のご
とき地方財政委員會なるものを設置い
たしまして、自治体代表者をそれに加
えまして、鋭意これが立案に當つて來
たのでありますが、不幸にしていわゆ
る委員會の案といわれておりますもの
と政府の案とが対立いたしました。最
近の國會に提出いたされたものでは政
府の案に對しましては、自治体側の支持はこ
のためには得られないというやうな、や
やそうした外観が呈されておるのであ
ります。この問題に關連いたしまして
委員會における陳情或いは請願という
やうなものも、委員會のみならず又各
國會議員の手許にも山積いたしてお
る状況でありますので、我々の委員會と
いたしましては、この際十分に各方面
の意見を聴取いたしまして、慎重の上

にも慎重の態度を以て審議をいたした
いと考へておる次第であります。それ
が今日証人の方々においでをお願いし
た理由であります。本来ならば正式に
國會法が規定いたしておられます公聽
會を開催いたしまして、それに當てる
べき筈であるのでありますが、時日の
余裕がございせんがために、証人と
して御出席をお願いした次第でありま
す。

只今國會法規定の宣誓を願うことにな
つておりますが、これは法規の上で
そういう規定がありますために、その
形式を履んで頂くだけのことでありま
して、決してこれがために何か非常に
躊躇をなさるという氣持を拂拭せられ
まして、自由に御腹藏のないところの
御意見の御開陳を特別にお願い申し上げ
る次第であります。或るべく抽象的な意
見はこれをお避け下さいまして、具体
的な建設的な御意見が伺うことができ
ますならば、我々委員會としては非常
に幸いと思つ次第であります。尙証人
の各位のお手許には法案の要項を予ね
てお送り申上げて置いたのであります
が、實際のところは我々にもその本當
の法案、地方財政法案、並びに地方税
改正法案或いは配付税の法案等が昨日
活版に刷られないで謄寫版で我々の手
許に届けられたやうなわけでございま
して、皆さんが、これらの法案を御檢
討下さいます点についてはその準備に
ついて多少遺憾な点があつたかと思
うのであります。どうぞ今のやうな次
第でありますから、惡しからず御了承

をお願いしたいと思つております。
御發言の時間は大体十五分程度、この
やうにこちらの方で予定いたしてお
りますので、或るべくその時間内に一
つ完了するというお心組を以て御發言が
願いたいと思つております。發言の
順序は私にお委せ願つたことといた
しまして議事を進めさせて頂きたいと
思つております。先ず初めに東京商
科大学の教授井藤半彌君の御証言をお
願ひすることにしたと思ひます。

「總員起立、証人は次のやうに宣誓
を行なつた」

良心に従つて眞實を述べ、何事もか
くさず、又、何事もつけ加えないこ
とを誓ひます。

宣誓

証人 井藤 半彌
証人 原田 興作
証人 藤田 武夫
証人 大高 義賢
証人 河北眞太郎
証人 小國 修平
証人 伊賀 秀雄
証人 三田 朝丸

○証人(井藤半彌君) 實は今日の會の
内容がよくわからないのでございま
す。大体どういふことだろうと思つて
一應用意して参りましたので、それを
申し上げます。それから時間を只今成
べく十五分という御指定がございま
した。多少超過するかも知れませんが
その点も御了承願ひたいと思ひます。
成るべく数字を用ひまして、只今委員

長の御注意通り抽象的な意見を止めま
して、数字を用ひます。それから建設
的な意見を、勿論私の主観的な考え方
であります。申し上げます。

現在の地方財政の窮境についていろ
いろ調べて來たのでありますが、これ
は私は申し上げることを止めて置か
す。とにかく現在地方財政が非常に行
詰つてゐる。ところが数字を見ますと
それ程地方財政は膨脹しておりません
ので、これは私の計算でありませんか
ら當てにはならぬのでありますが、例
えば昭和十五年の國家の経費とそれか
ら地方費と比較して見ますと、地方費
は國家の経費の五六%、これには勿論
臨時軍事費は含んでおりません。それ
から飛びまして昭和二十年が國家経費
の四九%になつております。それから
昭和二十一年は減りまして三〇%、二
十二年が四一%、二十三年が五〇%、
そこで昭和十五年が五六%、現在昭和
二十三年が國家の一般會計の経費の五
〇%であつて、地方自治が強化された
と申しまして、数字的に見ますと、
それ程強化されてゐるやうに見えない
のであります。それが終戦以來段々と
地方の経費が、國家の経費に比べまし
て膨脹しつゝあるというところは、今の
数字が示しておる通りであります。そ
こで地方経費の膨脹の原因であります
が、これは申すまでもなく教育費の増
加であります。昭和二十二年頃までは
教育費はむしろ第二位であつたので、
土木費は全体の約四分の一を占めてお
りました。教育費は全体の二五%であ

つたのでありますが、昭和二十一年か
ら躍進いたしまして、教育費が第一位
となり、全体の二三%、昭和二十二年
は全体の二六%、今年度におきまして
は、教育費は地方経費の三一%となつ
ておりました。地方財政膨脹の原因は
教育費となつております。それから
もう一つ地方財政の膨脹の原因は、國家
事務の地方への委任が多い。即ち委任
事務費が多いということでありま
す。而もこれに對して適當な財源を與えな
い。そこで國家の委任事務費が地方経
費の中の何割を占めておるか、この計
算はなかなかむづかしいので、私は今
日はいたしません。とにかく地方事
務費が可なり多い。これが原因となり
地方財政が膨脹しておる。そこでその
ために地方團體におきまして、いろい
ろ財政難の兆候が現れております。
この財政難をいろいろ側面から計るこ
とができるのであります。私は地方
債の増加という点で、地方財政の困難
性、或いは不健全性が分るのでありま
す。と申しますのは、去年あたりから
地方債の発行高が非常に増えまして、
過去における地方債の蓄積高よりも、
一年間に発行する地方債の金額の方が
ずつと多いというやうな状態を呈して
おります。即ち昭和二十一年度末の地
方債の未償還高合計は七十六億であつ
たが、去年一年で二百四十億は増えて
おります。今年の三月三十一日現在で
は、地方債未償還が二百四十億であり
ますが、今年の発行の予定高が二百六
十四億であります。即ち現在まで蓄積

した地方債の合計より、一年間に発行する地方債の方が多い。これはどうして、要する現象である。これはどうして、価値の下落ということがございます。で、一概に言うことはできませんが、確かにこの点から見ても、地方財政というものは、相当苦しい状態になつておると思ふのであります。そこで今度中へ参りまして、経費は極く簡単に申上げますが、この間頂戴いたした地方財政法案をみますと、大体こういうことがはつきり決まつておるようであります。國家事務の費用は成るべく國家が負担するようにする。それから地方固有事務の費用は、地方團體に負担させる。こういうふうに経費と財源との關係を觀察と今度は區別することになつておりますが、これは法制としては甚だ結構なことだと思ひます。ただ問題は、何が國費であるか、何が地方費であるかということをはつきり決めるのはちよつとむずかしいのであります。それからもう一つは運用でありまして、制度はうまくできても、運用を誤ると意味をなさないのであります。問題はこれよりも収入の問題であります。

次に地方収入の問題になります。そこで地方團體の収入を統計によつて見ますと、普通これを税収入と税外収入に分けます。ところが昔は税外収入の方が税収入よりも断然多かつたのであります。昭和二十一年までの統計を見ますと税外収入が全体の七割乃至八割を占めました。租税収入は僅かに二割乃至三割の状態でございます。ところが昭和二十二年から税収入の割合が増して参りまして、昭和二十二年は税収入四六％、税外収入五四％、大体半々に近付いておりますが、税外収入が多かつたのであります。ところが昭和二十三年度の政府の原案によると予算を見ますと、税収入と税外収入の割合が逆轉してしまつて、昭和二十三年度は税収入が全体の五四％、税外収入が全体の四六％となつております。こういうふうに、去年あたりから税収入が段々と増え参りました。これは最近の地方財政の特長ではないかと思ふのであります。そこで税外収入の主なものは何かと申しますと、大部分は國庫支出金でありまして、従来は國庫支出金が地方財政において可なり重要な地位を占めておつたのであります。これは取りも直さず地方財政が國家財政に依存しておつたということを数字的に明らかにするものであると考へるのであります。そこで地方自治或いは地方財政の獨立という観点から申しますと、こういうふうな地方税収入が地方収入において占めておるパーセンテージが増加して来たということは、これは傾向としては歓迎すべき傾向であると思ふのであります。いわばそれだけ地方の獨立財源が増したということになるのであります。この傾向自体はいい傾向であると思ひます。ところがその中味を見ますと、地方税収入は非常に殖えて来たのであります。中味を見ますと、必ずしも一概には歓迎できないのです。と申しますのは、地方税と直接税と地方分税という二種がありまして、ところが今年の予算を見まして、依然として地方税の中における分税の割合が多いのであります。そこで地方税の總額における地方分税の割合のパーセンテージを申しますと、

この制度ができましたのは昭和十五年でありまして、昭和十五年は地方分税は地方税全体の三三％でありました。ところが昭和十七年は三九％に殖え、昭和二十年は五五％に殖え、昭和二十一年は四三％、昭和二十二年は四二％、今年には三六％、即ち昭和十五年にできたときは、分税は地方税の三％でありましたものが、今度地方分税と地方自治とか何とかやかましく言ひましても、尙依然として地方分税が三六％になつておるといふことは傾向としては、必ずしも喜ぶべきこととは思へないのであります。それで、これに対する対策をいたしましては、どうしても次の二つのことが必要ではないかと思ふのであります。それは地方には獨立財源を興えるということが一つ。それからもう一つは地方團體の課税権について獨立税を認める範圍を拡大すること。今度の政府の案を見ますと、この二つの点から申しまして、大体現在の制度よりは相當進んだところがあると思ふのであります。それを具体的に申しますと、入場税、狩猟免許税を國税から地方税に移した。これは地方に獨立財源を興える立場からいつて結構なことであると思ひます。それから地方團體に対する中央政府の監督の許可の權限を全廢したという立場から言つて結構なことでありまして、問題には、それ以外の新しい税金、それから古い税金引上の問題であります。そこで一般地方税の制度であります。地方税制度というものは、結局結論と申しますと、収益税を中心とすべきものではないかと思ひます。と申しますのは、地租、家屋税、事業税、

この三つが地方税の中核をなすべきものではないか。これは理論的に申しましても、現在の日本の実情から申しましても、地租、家屋税及び事業税を中心とするといふことは、これは必要なことではないかと思ふのであります。そういう意味で、殊に地租、家屋税、事業税と申しますが、このうち地租と家屋税は割合に弾力性が少い税金であります。というのは、法定賃賃格を基準として課税せられますので、弾力性が少い、そこで一番弾力性の多いものは事業税であります。今度の案で事業税の範圍が拡大されるということになります。これも案としてはいい案じやないかと私は考へております。というのには、地租、家屋税、事業税と申しましても、これから後當分の間、地方財政はどうしても事業税を中心とせざるを得ないのであります。そういう意味において、今度は事業税の課税範圍が拡大せられるということは、私は一般方針として、個々の点についてはいろいろ疑問がありますけれども、一般方針としては、私はその案に賛成するのであります。そこでただ個々の問題について申しますと、相當研究を要するものがあるものであります。先ずこれはいろいろ政治問題になつて甚だ面倒な問題があるようですが、私、学校教員という立場から申上げますと、問題は農業事業税であります。今度は農業に事業税が掛かることになりました。これは當然のことでありまして、私は次の二つの立場から農業には事業税を課さなければならぬ、一つは租税体系という立場、一つは農業の負担能力という立場、この立場から見れば農業は當

然事業税を掛けるべきではないかと考へておつたのであります。租税体系の立場から申しますれば、いわゆる収益税といふものは地租と家屋税と事業税とからできております。従来農業には収益税は掛かつておらなかつたのであります。何故かと言ひますと農業には地租が重く掛かるから駄目ということになつておつたのであります。併しなから先程も申したように地租といふものは弾力性が少ない。現在の地租は昭和十一年四月一日現在の賃賃格を政府が決めてそれを基準として税金を掛けておりましたので、それから後の經濟狀態の變遷による修正も行われていない。ただ税率の引上げは行われておりません。これは数字で申しますと、これは地方税のみについて計算したのであります。昭和十五年と二十二年と比べて五年に比べて二十二年は六倍になつておる。ところが一般商業に掛かります營業税は何倍かと言ひますと、その十倍の六十四倍になつておるのであります。こういうふうな營業税の殖え方は非常に多い。それに對して地租の殖え方が割合に少ない。租税体系の立場から言つて農業が段々と近代企業化しつつあるので、これに事業税を課することは租税体系の立場から言つて必要なことではないかと思ふのであります。その次に農業の問題、それは学校教員が租税体系という立場から言へば、それは掛ける方がよろしいのではないか、農業の經濟力の負担能力からできないことではないか、ということ

なるのでありますが、私は数字的に
によつて昭和五年度と二十一年度にお
施するについて免稅点を如何にするか
に行くということになります。從つて
たしまして、實質は國税という形と

収入四六六、税外収入五四〇、大体半

割合のパーセンテージを申し上げますと、

しますのは、地租、家屋税、事業税、

いう立場、この立場から見れば農業は当

らできないことではないかということ

になるのでありますが、私は数字的に申しましては農業については経済力が相当高まつておると考へるのであります。そこでその証明といたしまして國民所得の中で農業所得がどのくらいのパークセンテージを占めておるか、その割合を計算して見ますと、この前の第一次世界大戦の始まつた年、即ち大正三年は二八〇でありまして、當時は可なり農業が重要な産業であつたことを示しております。ところが第一次世界大戦が終つた年、大正八年になると商業が盛んになつたためでありまして、このパークセンテージが一五〇に減つておるのであります。昭和五年には一五〇に減つておりました。ところが昨年昭和二十二年になると又二九〇に殖えております。かように國民所得の内部における農業所得の地位が三九〇に殖えておるといふ事實があるものであります。これに對して反對論がありま

によつて昭和五年度と二十一年度における人口一人当りの所得の倍率を見ますと、總平均は三十七倍に殖えております。これは物價の騰貴即ち貨幣價値の変遷によつて三十七倍に殖えておるのであります。ところが農林の所得だけについて申しますと、これが五十六倍に殖えておるのであります。かように経済力という点から見ても、農業経済力の日本経済における地位が高まつておるといふことは数字によつて言えるのではないかと考へるのであります。そこで今度の政府の原案を見ますと、農業には事業税を課徴することを原則として認めることになつております。これは非常に結構であります。ただ尙研究を要するものは、主要食糧についてはこれは課税の範圍に入れない、主として供出なんかの問題があります。勿論供出といふものは、或る意味において税金と同じような作用があるものでありますので、供出といふ事實を全然無視するといふことはよくないものであります。併しこれを全然課税内に置くといふ点はこれは一考を要するのであります。供出といふ点で考慮して税金を掛ける上において考慮することは必要であります。全然免税にするといふことはどうかと思つておられます。このために五十億余りの地方税の減収があるといふことであります。そうするとその分を誰かが負担しなければならぬ。即ち割合に経済力の高まつた者が負担するか、或いは経済力のない都府の労働者、勤労生活者が負担するか、そういう全体の問題となるのであります。そうなる一般論に言つてもう少し農業方面が負担してもよいのじやないか、但しこれを突

施するについて免稅点を如何にするかこれが問題になります。單作農と、そうでない者と同一扱いにしてはできないのであります。もう一つはやはり農業の問題であります。今年の四月、五月頃の新聞を見ますと農業は税金の負担が重いといふので非常な問題になつております。これは事實だと思ひます。併しこれは制度がいけないのではなく、農業に所得税などを税務署が掛ける場合に運用の方面でいかにない点があるのじやないか、我々は制度についての問題と運用の問題とは、これは區別すべきではないかと思ひます。その意味において、農業の問題だけにいたしますが、農業以外の職業について事業税の課税範圍を拡張したといふことは、これは原則として私賛成であります。今度は事業税といふ名前をとらないで、特別業務税といふ形で医師、弁護士その他の方々にも營業税を掛けるようになつておるのであります。これはやはり地方税体系といふ点から言ふならば、當然そうすべきではないかと思ひます。ただ具体的な内容になりますと問題はありますが、一般的の根本方針としては望ましいことではないか。もう一つはこの案とは直接關係ありませんが、酒、煙草の消費税の問題であります。この酒、煙草の消費税については私は性質から言へば地方税に過してはならないと思ひます。というのは酒や煙草を地方税で各自治團體で別々に掛けてしまつと、酒の値段、煙草の値段が地域によつて違ふことになりまして、東京と神奈川縣と酒の値段を比べて、神奈川縣が安いといふことになる

に行くといふことになります。従つてこれは全國を統一する必要がありまして、そこで今度の問題になつた案は、そういうことも考へてになりました。結局全國の價格を均一にして、そうしてその酒、煙草の收入の一部を地方財源にやろう、こういう案であつたと思ひるのであります。そういうような案を若し採るといたしますと、地方自治という立場から見ると、地方自治といふ立場から見ますと、各地方團體は税率その他について自由を上げ下げするといふところに地方自治の意味があるものであります。税率その他を全國統一して釘付けておいて、その中の何割かを地方團體にやるといふ形は地方税であるといふ實質を失ふことになる。問題は國稅か地方稅かといふ問題ではなく、收入が問題である。酒や煙草の收入の一部分を地方財源として割愛するといふ点にあるのじやないかと思ひます。収入が問題であつたならば、結局國家が取つてそれを還付税といふ形で還せば同じことになるのじやないかと思ひます。であります。ただ還付とする案につきましては反對論がございます。これは還付税という形になりますと、ただ一遍酒や煙草の小賣者がそれを國庫に金を納めても、地方自治團體に配分する間に数ヶ月時間が掛かりますので、金を手にするのが時期的に遅れるといふ非難があるのであります。これは一時のことでありますので、これこそ何かの形で金融上の融通を付ければいゝのじやないかと思ひます。私は酒、煙草の消費税の一部を地方團體に何かの形で提供する案自体は結構であります。それを形式的に地方税に

たしまして、實質は國稅という形と同じことで、國稅という形を取つて還付税の形を取る方がいゝのではないかと考へております。酒、煙草の消費税といふものが地方の自治團體の課税でなくなると、それでは外に何かあるかと言へば、残るところはさつき申した三つの収益税、その次が所得税附加税であります。所得税附加税は現在地方團體で掛けることができませんが、これを地方自治團體で掛けることを認めるといふことでもあります。申告納税制度その他が始つて間がないため、現在國稅の徴収が可なり混亂しております。それから所得の出る地域が必ずしも一市町村、一府縣に限られておらないで府縣に跨つておるために、技術的に目下のところ地方税附加税を課することは困難であります。それも案として考へたのであります。困難である。そういたしますと、残るところは何かといふと、結局住民税ではないかと思ひます。勿論住民税、これは市町村民税とか縣民税であります。これは住民税は非常に非常な反對論が強いのです。併し住民税といふものは私は反對論は税額よりも租稅負担の不均衡といふ点に反對があるのじやないかと思ひます。というのは、住民税は一年に千円とか五百円とかいふので、税額自体は多いものではな

も住民税が必要になつて来るのではないか。ただ課税標準につきまして、現在行われておる均等割の部分はできるだけ少くいたしまして、やはり課税標準として財産を重んずるとか、或いは財産から来た財産所得を重課するとか、そういう方法で所得税附加税ができれば、住民税の形でそれを掛ける必要があるのではないかと考えるのであります。これが地方税の問題であります。こういうふうなことをいたしまして、地方の直接税収入を増さなければ地方自治というものは保つことができないかと思ひます。

税金の問題はそれだけにいたしました。それ以外の問題では公営事業の拡張の問題であります。これはやがて遠い将来の問題といたしましては、社会化の傾向が進みますと、公営事業の拡張が来るようになって来まして、公営事業から上る収入は、國家の場合も、地方自治團體の場合も、重要な財源になるのであります。地方團體も公営事業というものは赤字に悩んでおる。勿論現在急に公営事業から多大の収入を上げることはむづかしいと思ひます。

次は寄附であります。寄附は私形式上民主的な制度だと思ひますけれども、事業半強制的なものであります。むしろ寄附金は課税に劣ると思ひます。むしろ寄附を取るくらいならば、悪税の方がましだと思ひます。寄附は本當に民主的自発的に出すならば結構であります。現在行われておる寄附はこれは悪税の方がましだと思ひます。これは成るべく少くしたいと思ひます。

最後は公債であります。公債は、現在地方債は一部を大蔵省預金部で引受け、一部は一般金融機関で引受けておりますけれども、これはなかなかうまく行かぬので問題になつております。そこで問題の地方團體地方金庫と云ふものがあります。これは問題になつておるようでありまして、今度の案には出ておりませんが、結論を申しますと、これはやはり何かの形で地方團體地方金庫を設けて、都道府縣とか市町村の財政上の融通をする必要があるのではないかと、これは預金によつて資金を賄ふべきものであります。その賄ふない場合は証券の発行による。地方團體地方金庫証券を発行してそれを結局は日銀に引受けしめると、結局インフレの危険が生ずるので、これはむづかしい問題で一概に何とも云へないのであります。そうかといつて困つておる地方團體をこのままに置いておいてもいかに、今申す点は大地方團體地方金庫は何かの形で設ける必要があるのではないかと思ひます。

これは大体私の考でありますけれども、地方財政の独立と申しまして、やはり急には独立できませんので、独立するにはその経済的地盤ができてはならぬのであります。経済的地盤は一年や二年で固まるものではありませぬので、やはり地方財政独立という目標を掲げるのは結構であります。これに対して向う場合は、やはり漸進主義を採らざるを得ないのでないかと思ひます。これを以て私の証言を終ります。

○委員長(吉川末次郎君) 尙証言供述

の方々に申上げておきますが、十五分間の証言が終りました。尙委員の方でいろいろ御証人の方々に質問をして御意見を伺いたいと思ひます。で、終りましたものでござります。後まで一つお残りを願いたいと思ひます。であります。特に北海道、埼玉縣等、東京以外の地方からわざわざお出でになつておる方々もござりますので、できる限り最後まで残つて頂くことをお願い申上げて置きます。

それでは次に北海道の札幌市助役で北海道都市財政協議会の会長である原田興作氏の証言をお願いいたします。○証人(原田興作君) 私、田舎におりますので十分資料もござりませんから細かい点を申上げることは困難であります。この案を検討いたします。この案が財政需要の面から見て、果して満たされておるかどうか。第二番目には、この税制で地方財政としての伸長性があるかどうか。第三点といたしましては、地方税として府縣と市町村との間の税の取り分がこれでよろしいかどうか。第四点といたしましては税制に自主性があるかどうか。これを總括的に見まして、次に税制の内容の個々の若干の税目につきまして、この改正案に対する意見を申述べたいと思ひます。

先ず總括的に見まして、地方財政の需要がどれくらいにあるかということ、個々に計算することはなかなか困難であります。けれども、昭和二十二年年度の地方財政の全体の予算額、これを基準にいたしまして、更にその後の情勢の変化、つまり六・三制の問題、或は警察、消防、保健所の問題、或いは物價の値上りの問題、或いは三千七百四・一八%の問題、或いは約三千億円の資金が必要だと思ひます。更にこの三千億円が果して妥當かどうかということ、これは國家財政との比較であります。これは昭和十二、三年度、つまり戦争の始まる前の國家財政の總額と地方財政の總額とを眺み合せて見ますと、約一〇%ばかり上廻つております。そこで昭和二十三年年度の國家財政の三千九百九十三億の主から、終戦処理費とか、或いは賠償施設処理費とか、或いは價格調整費というより特殊な経費を除いて、そうしてそれに約一割を加算し、更に先程申上げましたその後の情勢の変化を察し、消防等のことを考慮いたして見ますれば、三千億というものは必ずしも多し金ではないのであります。更に又國民所得との關係について見まして、大体從來は國民所得の一二%乃至一〇%に當つておたのであります。それはやはり昭和十二、三年度の頃であります。その後の変化、つまり種々の事務の委譲、そういうことを考えまして三千億といたしまして、國民所得の一九九千億に比較いたしますと一八%八といふことになりまして、地方財政の需要として妥當なものではない。更に從來の地方財政は非常に傷め付けられております。地方で最も必要とするような衛生、産業、その他土木というやうなことを全然おさげになつておるといふことを考えますならば、尙これ以上欲しいと、こう考えるのでありますけれども、徒らに紙の上でその計数を出したところで、資金資材、労力等に制約されますので、これらは、

その辺の制約を考えて、先ず三千億程度と推定することが良いのではないかと、こう考えるのであります。その三千億の財源をどういうふうにして調達するかということも考えます。これは從來の実績や或いは最近の例などを見ますと、約半額は税外収入でこれを補填することができるとあります。つまり使用料、手数料或いは負担金その他の雑収入、勿論中には公債なども入つておりますが、どういふやうなもので調達する。そういたしまして、これは税収入に求めなければならぬのであります。そこでこの改正案によつて税収入といふものを試算いたして見ますと、直接課税するところの税が七百一億三千六百四十九億四、合計で千五百五十億三千六百四十九億四とあります。そこで、ここで地方財政の資金といたしましては約三百五十億の不足を生ずる。この不足をどうするかというところにつきましては別に申上げたいと存じます。

次に、税制に伸長性があるかどうかというところであります。税の伸長性を見る場合には御承知の通り、税源そのものが豊富であるかどうかということ、人為的に課率を増す余地があるかどうか、この二点であります。この二つの点についてこの改正案を見ますれば、前記詰めて見るところ、この改正案は從來國税であつたところの入場税を地方に委譲した、それから事業税を創設した、この二つに掛かつておりまして、あとはただ単に課率を増したというに過ぎないのであります。

問題、或いは生産を阻害するといふやうなことが急務でないかと存するのである。二千七百四、一八%になります。二千七百四、一八%になります。

これは成るべく少くしたいと思ひます。

○委員長(吉川末次郎君) 尙証言供述

情勢の変化、つまり六・三制の問題、或は警察、消防、保健所の問題、或いは

計数を出したところで、資金資材、労力等に制約されますので、これらは、

まして、あとまた単に課税を増したというに過ぎないのではありません。

従つてこれ以上増す、或いは將來増し得るといふ余地はないのであります。尤も事業税につきましては相當に伸長性があるといひながら、現在のうちに所得税が非常に高率である場合には課率において増す余地がない、こう思うのであります。

その次は、府縣と市町村間との税の配分が適當であるかどうかという点について申し上げますと、昭和十九年度の國庫、府縣市町村の歳出予算の形を見ますと、國庫の方は二百一億七千三百

方圓、府縣が四十九億一千九百萬圓、市町村が二十億一千二百萬圓、こういふふうになつておりました、つまり國庫から府縣、市町村とこう下るに従つて

段々と財政の幅が狭はまつております。このようによつて極端に下の方が狭はまつておるといふことは、從來の極端なる中央集権的な制度であつたといふことが分るのであります。御承知のように市町村の仕事といふものは直接國民の生活そのものに必要な仕事をいたしますから、生産力を増したり

或いは國民に活力を興えるといふことのために、できるだけ市町村の手算を増さなければならぬ、こう思うのであります。このようによつて府縣と市町村の方の財政が豊かでないければならぬ。私は連綿的ではありますけれども、府縣を四〇%、市町村を六〇%、これくらいにすることが適當だと思ひ

ます。そこでこの改正案を見ますと、税を府縣と市町村とに分けて見ますと、分與税を仮に半々といひして見ますれば、府縣の方が五百二十四億五千七百萬圓、全体の四九・二%になります。市町村の方は五百六十二億

二千七百萬圓、五一・八%になります。これは戦前よりは私の考えに近付いておりますけれども、更に一層これを徹底いたしまして、市町村と府縣との割合を、市町村の方を多く、府縣を四〇%市町村を六〇%として頂きたいと思ひのであります。

次に税制に自主性があるかどうかという点については、外の方から十分述べられておりますので、私の意見を省略いたします。

それから具體的内容に付て若干の税目について申し上げます。第一は家庭の率の引上であります。この率の引上を相當程度いたさなければならぬといふことは私も考へております。併しながら現在の法定賃賃格をそのまゝにしておいて課率を数倍上げるといふようなことは、その後の土地の事情によりまして非常に賃賃格の变化があるものであります。事實上の変化があるのを無視して、そうしてこれを單に課率だけ引上げる、いふことになりま

すれば、その不均衡といふものは税額の上にはつきり現れて参ります。結局納税意思の悪化を來すといふことを恐れるのであります。万一納税成績が悪くなつたといふようなことが一旦市民の中に浸み込みますと、これを回復するのは、実に容易でないものであります。それで私はこの税率の改正前に賃賃格それ自体を適正に變へて頂きたい。札幌の場合で申上げましたも、從來殆んど僻地の地であつたところが繁華の所になつておる、從來繁華な所が疎閑によつて或いは繁華でなくなつておるといふような所も沢山あるものであります。考へるような点からいたしまして賃賃格そのものを改訂するといふことが急務でないかと存するのであります。賃賃格の改訂につきましては、市町村毎に民主的な委員を組織する。更に府縣においてもその委員を組織しまして、府縣においては市町村間の均衡を取り、市町村におきましては市町村間の均衡をとるという方法で行けば、さまで困難なことではないと思ひのであります。

その次は事業税についてであります。先程他の証人から述べられたとはほぼ同様な意見であります。私といたしましてはこの主要食糧に關する部分は當分の間課税の対象としないといふことは、これは甚だ均衡を失しておると存するのであります。最近農民の税金が高いといふ声があるのであります。けれども、これは先程の証人が申された通りではないのであります。それを實際に面して考へて見ますれば、それは課税の方法が悪い、例へば所得の幅を、或いは課税をする時期、これが悪い、農民の所得のあつた時に掛けられないのを、營業資金が要する時に付てからごとつと掛けて行くといふようなことが一つと、農民に掛けるというところが普通の月給取や、或いは商人の家計と違ひまして、非常に不備なのであります。チツなのであります。そうして予め税のために金を積立てて置くといふようなことなどは殆んど考へておりません。そういふようないゝゆる手段の不備によつてこの問題が起つて來たのであります。又税が高いといひましたけれども、これは決して地方税が高いといふことではなくして、國税

が高いといふのであります。それらのことを考へて見ますれば、農地改革の問題、或いは生産を阻害するといふような問題は、それは地方財政の改正においてなさるべきではなくして、國家の施策によつてなさるべきだと思ひのであります。

その次は住民税の引上の問題であります。現在の所得税法を改正して國税の率を改正しない限りにおきましては、この住民税を引上げるといふことは甚しく無理だと思ひます。札幌市の事情で考へて見ますと、所得が約八割掛かります。營業税がこれが制限外も含めまして一八%、その外に都市計画税から府縣市町村合して八%、市民税は所得を重視して割合を出して見ますと、約二%合計百%になります。従つて納税者の側から見ますれば、帳簿をこまかさな限りはこういふような税が出せる筈がないのであります。こういふような点から考へますと、所得税といふものを下げない限りにおきましては、住民税だけを引上げる、いふようなことは甚だしく無理だと存じます。

その次は不動産取得税についてであります。これを一律に百分の二十とすることに引上げますことは、これはなかなか無理じやないか。現在の庶民住宅にいたしまして、北海道の場合一軒を建てるのに十四、五萬圓、今後物價が改訂されれば二十萬圓から二十五萬圓掛かる。それに對して二割といふようなことからいいますれば、五萬圓からの税金が掛かる。こういう点を考えますれば、庶民住宅と大邸宅との間に相當果敢的な率で行くといふようなことを考へてよいのではないかと。但し土地についてはこの場合は現

在も非常に賤いのでありますから、むしろこれは三割程度まで上げてよろしいのではないかと。言換へますれば土地と家屋とを分離いたしまして、それ

に家屋につきましては低率から高率まで果敢的に行く。それから土地に對しましては三十%程度の課税でもよろしい、こう考へられるのであります。

以上の事情を綜合いたしまして、結論的に申上げますれば、財政に伸長性を興えるためには取得税を採入れるべきである。消費税は消費税全体として綜合して採入れますれば、始めてそこに伸長性があるといふ、個々の消費税といふものは必ずしも伸長性がなく、それぞれ消長があるのであります。ところで地方の場合においては消費税を綜合して取るというわけには参りません。税の性質からいって、分配の仕方

に不可能なものもありますれば、或いは地方税として不適当なものもある。こういふようなことから考へますれば消費税中の有力なものはこれを補完税とする。そして地方税といたしましては、先程他の方からも申上げましたように、所得税の附加税を取る。或いは附加税という形式が悪ければ國税という一本槍で取つても、その中の四〇%程度はこれを地方に還元する。若しそれでもできないといふならば所得税を四〇%削減して、そうして地方に於いて住民税なり事業税なりをそれだけ増し得る余地を残す、こういふようにして頂きたいと思ひのであります。そういたしますれば、仮に四〇%といひますと、ここで四百億という増収が得られると思ひのであります。それから事業税中に主食の部分も課税する、こういふことにはいたしません。

あります。こういうことを見ましても
利子配当所得とその他の所得との間に
負担の不公平があることは明らかであ
ります。これは分戻税を考慮に入れま
しても變らないと思います。それで今
日の地方税制策が甚だしく銀行その他
の金融資本の擁護に傾いておるとい
ふような議論も生れるわけでございま
す。この点は今回改正案として提出さ
れておりますものでも大きく改正はさ
れておらないわけであります。それで
この負担の公平を図ります意味から、
所得税附加税の復活ということが先ず
要求されました。それから第三の理由
といたしましては、租税制度の近代化
といふことを考えます場合に、所得
税が最も近代的な租税であるというこ
とは周知の通りでございます。尤も現
行の地方税制度は昭和十五年に成立し
ました際の所得税は國に移り、物税で
以て所得税を形成するといふことが標
準になつたわけでございます。その場
合の理論的な根拠といたしましては、
地方團體の施設や事業によりますと
ころの受益、いわゆる受益主義によつ
て物税によることが正しいといふふ
うなことが主として論拠になつたわけ
でございます。併しながらよく考へて見
ますと、地方團體の施設や事業によ
つて恩恵を受けます者は何も家屋や營
業や土地に限らないので、その土地で
銀行を営業しておる金融資本も又土地
の施設によつて間接に非常に大きな、
むしろ最も大きな利益を得るので
はないか、受益の問題を單に目に見え
た家屋とか、土地とかいふものに限る
ということは如何かと存する次第であ
ります。それから所得税の附加税を復
活いたしますれば、先程もお話がござ

るとか、その他いろいろの手を盡して

に分れ、或いは地域によつてそれぞれ
ではないのでありますから、その点よ
に提案したいことは、所得税附加税の
の他の目的税が掛けられておるわけ
で、先程もお話がござ

いましたように、非常に税収入が大き
くあります。試みに昭和二十三年度の
所得税の予算額を見ますと一千二百
八十三億四、五、六、七、八、九、十、
十一、十二、十三、十四、十五、十六、
十七、十八、十九、二十、二十一、二十
二、二十三、二十四、二十五、二十六、
二十七、二十八、二十九、三十、三十一、
三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、
三十七、三十八、三十九、四十、四十一、
四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、
四十七、四十八、四十九、五十、五十一、
五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、
五十七、五十八、五十九、六十、六十一、
六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、
六十七、六十八、六十九、七十、七十一、
七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、
七十七、七十八、七十九、八十、八十一、
八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、
八十七、八十八、八十九、九十、九十一、
九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、
九十七、九十八、九十九、一百、

では正確にその所得をその申告によつ
て捉え得ないという場合には、最後の
方法といたしまして、利子配当所得そ
の他に申しまして所得税附加税に相当
する増徴分を國で徴収する。そうして
その増徴分を配附税の財源に繰入れて
それを配附税の方へ廻して地方團體へ
分與する。そういう方法も考えられる
わけでありまして、日本で最初に財政調
整交付金が立案された当時の案を
見てみますと、その財源は以前の第二
種所得税、資本利子税、相続税とい
うものになつております。そういう点か
らもう一つ、この点が肯定されるのでは
ないかと思われまして、こういう所得税
附加税を提案いたします一つの理由
は、住民税といふものが段々重くなつ
て参りまして、今度の改正案におきま
しても住民税の課税の標準といたしま
して、所得額を重視するといふことが
謳われております。又今までもありま
した最高附加税の制限といふことを撤
去するといふことが行われておりま
す。こういうふうにして住民税自身が
段々所得税附加税に近付きつつある状
態であります。これは近代的な経済組
織の下において、團體がその財政力を
強化することにつきましては、所得税
といふたような税金がどうしても中心
にならざるを得ないような趨勢にある
のではないかと、そういうふうにかえら
れる。住民税の発展に關連せしめて、
いつそのこと所得税附加税で移るこ
とがむしろ負担の公平化を期するの
ではないかと思われる次第でございま
す。

所得税附加税の復活の問題はそれだ
けにいたして置かしまして、次に今回提
案されております事業税でございま
す。これにつきましては、後の問題は
極く簡単に時間も過ぎておりますので
で申上げたいと思ひますが、事業税に
つきましては、一定の免税点が設けら
れるといふことは法案にも載つており
ます。それでその免税点の設けられま
する趣旨を述べたいと思ひます。單に比
例課税でなく累進税率を適用するの
といふことが一層負担の公平を期するの
ではないかといふふうに考えられま
す。それから第三の問題といたしまし
て同じような立場から電気、ガス税につ
きましては、免税点を設置する必要が
あるのではないかと思われまして、第四
番目には、地租税及び家屋税でござい
ますが、これは先の証人が申されま
したように、賃貸価格の改訂を行わ
ずして税率を引上げて、それによつて賃
賃価格の動きによるものを捕捉して行
く、賃貸価格の改訂はなかなか現在の
情勢では行われないので、むしろ税率
を百分の七・二から百分の二・五とし
て引上げて行くといふ方法を
採つて行くのであります。これは
賃貸価格がそれだけ経済の激変により
まして非常に変動をいたしてございま
す。これは皆さんも御承知の通りで
ございます。その上に非常に高率に税金
を上げますといふことは、ますます
その負担の關係を不公平にするもので
あると思ひます。この点は十分吟味す
る必要があるかと存じます。それから
住民税の問題でございしますが、これは
先程申しましたように、所得税附加税
が復活いたしますれば、住民税は撤廃
すべきであるといふふうに考えており
ます。住民税はもと十五年度の改正
の時にございまして、各住民がその團體
の負担を分任するといふ負担分任の精

神を生かす、戸数割でありました負担
分任の精神を生かすといふ点にこの税
金の設けられた主眼点があつたわけで
あります。併しよく考えて見ますと
ただ一律、全然一律でございせんが
そういう一律に近い關係で各人が負担
を分任するといふことは、本邦の分任
の精神には副わらないのではないかと
思ひます。各人がその担税力の
大小に應じて負担を分任して初めて
眞の、意味の又民主的な意味の負担の
分任が實現されるのではないかと思
ひます。それで分任の問題であります
これは今面は分任税の配分標準に警
察吏員の数だとか又小学校の学級数と
いふふうなものが取入れられまして、
大分改正されたわけであります。が、
分任税の財源といたしまして相続税を
或る程度増徴しまして、それを分任税
の財源に繰入れるといふことが必要で
ないかと思ひます。相続財産といふ
うなものもその地方團體の恩恵を受け
ていることは、これは申すまでもない
ことでございまして、第七番目には最初
の案では地方團體中央金庫といふもの
の設定がされたわけであります。併し
それが各方面からの反対によりまして
不可能になつたわけであります。併し
ながら實際の地方團體の事情を見て見
ますと、全く資金の融通に困り切つ
て、たとい起債の額として百五十億
の枠を與えられても、實際にその公債
が消化されないといふのが実情であり
ます。従つて中央金庫の設定を否定す
れば、その半面におきまして、單に地
方債の発行の枠を拡大するだけでなく
その発行を容易ならしむるようにな
る。省その他の政府において元利保証をす

るとか、その他いろいろの手を盡して
極力これを援助し、金融團體の間に幹
旋をする必要があるのではないかと思
ひます。
大体私の今回の改正案につきまして
の批評並びに提案は以上のごとき
ですが、成多たけ民主的な國家に即
した民主化された地方財政といふもの
が實現することを切望する次第でござ
います。これで私の所見を終らして頂
きます。
○委員長(吉川末次郎君) 次に元京城
帝國大学の教授で現在東京市政調査会
の審議員であります鈴木武雄君の御証
言を願ひます。
○証人(鈴木武雄君) 私は地方財政法
案と地方税の改正法案につきまして若
干修正意見といふようなものを提出し
たしまして、委員会の御参考に供した
と思ひます。
第一には地方財政法案の第五條に地
方債の発行のことが書いてございま
すが、その第五條の第五号を「戦災復旧
事業費及び学校、河川、道路、港灣等
の公共施設の建設事業費の財源とする
場合」といふふうに第五号をそれだけ
に改めまして、或いはこの第五條全部
を削除する。それに關連いたしまして
附則の第三十八條第二号、これを削除
いたしまして、地方地治法第二百二十
六條を存置するといふふうに修正して
はどうかといふふうに考へるのであり
ます。それが第一点であります。その
事由を簡単に申述べます。地方財政法
案における地方債に關する規定は赤字
財政を抑制する趣旨に基づくものと考へ
られますが、これは聊か嚴重に過ぎる
ように思はれるのであります。例えば
地方財政法案第五條第五号におきまし

て、地方公共団体が戦災復旧事業費及び学校、河川、道路、港湾等の公共施設建設事業費の財源を地方債に求めることができる場合を、地租、家屋税それから事業税及び都道府県民税又はこれら三収益税の附加税及び市町村民税の賦課率又は賦課率額がいずれも標準賦課率又は標準賦課率額の一・二倍以上である場合に限りておるわけであり、また、このような財政状態にある地方公共団体のみこの種事業費の財源を起債に求めることを認めるということは、本條の根本的精神となつており、すなわち健全財政主義を貫くゆえんではないと思われ、むしろこのような財政状態にある地方公共団体に對してこそ起債を抑制するといふことは、本法案の精神に合致するものといふべきであらうと思ひます。このような矛盾が生じておるものは、即ち第五條根本精神が再検討を要するゆえんのものがあるわけでありまして、第六号に掲げられましたような事業費の財源をも原則として当該年度の經常的收入を以て支弁せしめ、起債を許さないといふような必要は、私はないと考へるのであります。地方自治法第二百二十六條は、「地方公共団体の永久の利益となるべき支出をするため、又は天災等のため必要がある場合に、地方債を起し得る」とことを規定しておるのであります。ところが地方財政法案附則第三十八條におきまして、地方自治法の同條第一項を「別に法律で定めるところにより」と改め、地方財政法案におきまして、前に申しました第五條第五号のような制限をわざわざ加えておるわけであり、その理由は、いふまでもないのはなからうかといふに考へ

るのであります。それで最初に申しましたように、附則第三十八條第二号を削除いたしまして、地方自治法第二号二十六條を存置する、それに伴つてこの地方財政法案第五條の全部を、いかに考へるべきであらうか。と申しますのは、このような起債、これは法律によつて殊更に制限いたしませんでも、起債市場の情勢というものは自然にこれを規正するのであらうと思ひます。嚴重に抑制しなければならぬのは、公債の起債そのものではなくして、その公債が行政的の赤字公債であり、且つ中央銀行によつて引受け發行せられる場合であります。ところが地方債につきましては、中央銀行の引受け發行といふようなことはないのであります。行政的の赤字公債を許さないといふことだけで十分ではないかと思ひます。本條の規定は、眼前当面のインフレーションの時期におきましてこそ多少の意義がないでもありませんが、將來の安定期及びデフレーション期におきましては、地方財政と金融市場、起債市場との有機的な關連を過度に狭めてしまふといふところから考へると、大きな不便を必ずや痛感するに相違ないであらうといふふうに私は考へるのであります。よつてこの第五條といふものは根本的な修正を必要とするのではないかと考へます。

第七條第二項の規定は、第六條に規定してあります公營企業の独立採算制の原則との關連におきまして、矛盾があるのではないかと思ひます。その矛盾は、独立採算制の原則を貫くといふならば公營企業の會計上に生じた剰余金といふものは、これは当該企業の負担する公債の償還財源に追加するか、或いは当該企業の建設資金として別途蓄積するか、或いは当該企業の徴収したします使用料の増減などに充當すべきであらうと思ひます。但し当該公營企業が私經營であつた場合、例えば電柱税といふたような地方税或いは道路占用料、報償金或いは納付金といふたような形で一般會計の收入となつたであらうな部分につきましては、その全部又は一部を当該公營企業の特則會計から一般會計へ繰入れるといふことは、これは認めてよいのじやないかと思ひます。併しその場合の繰入れこれは歳出に計上されるべきものでありまして、剰余金の繰入れではないと思ひます。これを要しますに、第六條と第七條第二項とは、理論的に矛盾するところがあり、且つ公營企業の根本的性格に對する地方財政法の態度といふものを暖昧にしておる嫌いがあると思ひます。よつてこの兩條につきましては再考を希望する次第であります。それから第三番目といつたしまして、法案の第十九條に、更に第三項として、次のような一項を追加しては如何か、と思ひます。「前項支出金の支拂ひが遅延する場合においては、当該資金の一時借入れにつき、國はその保証、斡旋及び子利の負担等をなすべき義務がある」といふような意味の規定をもう一項第三項として追加して

はどうかと思ひます。その理由であります。本法第十九條の規定は極めて適切であると思ひますが、更にこの趣旨を強化する意味におきまして、このような國庫支出金に間に合わない場合地方公共団体の長が地方自治法第二百二十條に規定します一時借入金をするについて、國の保証、斡旋或いは子負担等の義務規定を置くべきではないかと思ひます。それから第四番目といつたしまして、全体として地方財政法案といふものは第一條に規定いたしますように、地方公共団体の財政の運営、それから國の財政と地方財政との關係などに関する基本原則を定めるものであり、そのため本法は附則第三十八條におきまして地方自治法第二百四十五條の二に、右の原則を追加することとするのであります。國の財政と地方の財政との關係に對しまして、本法案に尙規定を要するものが少くないのではないかと考へます。例へば次のような点について更に御考慮を頂きたいと思ひます。第一、その一つは、法案第二條は、國の財政と地方財政との關係につきまして、一般的原則的な規定をしておりましたが、概ね消極的な規定であります。百尺竿頭一步を進めまして、國が地方財政に協力する責任ある旨を積極的に規定してはどうかと思ひます。このようなことを規定するといふことは、これは地方財政の自主性、自立性を尊重する原則に反するといふような意見もなではないと思ひますが、經濟の全國的有機性という点から考へまして、地方財政の地方分権的な自立性を理想化するといふことは、殊に我が國のような狭少な國土に比較的資本主義經濟の

発達を見ましたところにおきましては困難があると思はれるのであります。地方自治の本旨は必ずしも地方經濟、地方財政の分立を意味しないのであります。國及び國の財政のため適當な調整と決して矛盾するものではないと思ひます。否、國の組織及び國の財政の運営が民主化せられ、地方公共団体及び地方住民の意思が十分に反映せられ、また、國及び國の財政が積極的に地方財政に協力することは、決して地方自治の精神に反するものではない。却つてその高揚に役立つものではない。と言わなければならぬのだと思ひます。地方分権的な地方財政の自主化を固執するといふことは、徒らに地方財政の困難を増大するのみでありまして、却つて地方自治の伸展を阻害する場合なしとも保し難いと思ひます。又國はいつまでも過去のような地方公共団体と利害相反する相對立物乃至は地方公共団体が全くそれに依存するところの家父長的存在と考へることと極端に考へないと思ひます。このようにいたしまして、第二條に今少し積極的な國家の協力義務を規定して置きますならば、配付法或いは今度提案になりますんでしたが、若し提案されるようなことになりましたら、地方災害復旧基金法でありますとか、地方團體中央基金法でありますとか、そういうたような關連諸法案に對して、原則的な基礎をこの地方財政法において與えて置くといふことができるのではないかと考へるのであります。その次に、公營企業につきましては、第六條、第七條その他に規定がありまして、これについての意見は先程申述べましたのであります。尙願わ

わけでありすが、そういう必要はないのではなからうかというふうに考え

金の一般会計又は他の特別会計の繰入れを認めておきますところの同法案

べき義務がある」というような意味の規定をもう一項第三項として追加して

するといふことは、殊に我が國のような狭少な國土に比較的資本主義經濟の

りまして、これについての意見は外務省申述べましたのでありますが、尙願わ

くは公營企業についての一般的规定が本法案の中に欲しいと思ふのであります。地方自治法にもこれに関する特別の規定はありません。本法案におきましては、如何なる種類の企業が私營よりもはた又國營よりも、地方公共團體の公營を適當とするかということについての規定が欲しいのであります。若しそういうふうな積極的に規定するということが問題であり、又困難でありますならば、かく／＼の企業は國營又は市營が望ましい、従つて公營は適當でないというふうな消極的な規定としても差支えないと思ひます。要は一應の基準を本法において與えて置いて頂きたいという考えであります。又地方自治法及び地方財政關係法規の中に公營企業法或いは公企業法というふうな一つの法律を加える必要があると考へるのではありませんが、そのためにもその地方財政法案におきまして、地方公共團體といふものが公營企業を営むことができるのだということ、及び公營企業は原則として如何なる企業が適當であるか、或いは適當でないかというふうなことを、一般的に規定して置くということが便宜ではないかと考へるのであります。以上が大体地方財政法案に對しまして私の希望いたします修正点でございます。

したときに、國税も地方税も等しく同じ國民のポケットの中から支拂われねばならない負担であります。この意味におきまして税体系といふものは、國税も地方税も一括した一本のものであるということが望ましいと思ひます。然る上において如何なる税収を國が取り如何なる税収を地方公共團體に與へるかということを決めるのが、これが理想的であると思ひます。この意味におきまして、地方税のみを切離して地方税体系の自立性とか、彈力性とかいふようなことを云々いたしますのは、國税のみについて同様のことを云々するのと同じく一方的であり、徴收者の立場に囚われたものと言わざるを得ないと思ひます。かくてはいつまで経ちましたも、國税と地方税とは對立し、競合するのみでありまして、一方の犠牲において他方が満足せられるに過ぎない。いづれにしても狙われる一つのポケットこそ、迷惑と言ふの外はないと思ひます。で、税制問題の民主的な解決、貢ぎ取りの立場に立つということではなくして、納税者の立場に立つということではなければならぬと思ひます。地方自治の建前から地方財政の自立を圖らなければならぬということから、地方公共團體の課税権を拡大せよということとは、実は問題を根本的に解決するものではなく、むしろ國税に地方税一本の税体系を確立いたしました、いわばプールされた税收入を適當な基準方法によつて、國及び各地方公共團體に分配するということが、地方自治を伸長し、地方財政を健全にするゆゑであると思ふのであります。ここでも單純にこの地方分権的な自立化ということを考えますことは、

經濟の理法に反し、國と地方公共團體との財源獲得のための對立競争を深め、結局地方財政の窮乏を致し得ずして、地方自治を萎縮せしめる結果を招くかと思ひます。併し今申しましたことはこれは全く理想論でありまして、以下には地方税法案の現つて立つ根本方針を一應承認いたしました上で、それ／＼の税種及び課税方法等につきまして、法案の規定するところによりまして所見を申述べたいと思ひます。

第一は、地方税法案の第十二條第一項の第三号を「國又は地方團體の所有する土地家屋又は物件で、現に公有又は公共の用に供するもの」といふふうに修正して頂きたいと思ふのであります。その理由、法案第十二條は課税禁止の規定をやつておるわけでありすが、その中で第三号の「國又は地方團體の所有する土地、家屋又は物件」といふふうに書いてありますが、これにつきましては尙一考を要すると思ひます。この國又は公有の土地家屋、物件の一切を課税禁止の対象とする必要はないと思ふ。その中、現に公有又は公共の用に供しておるもののみを課税禁止の対象と考えまして、遊休の土地家屋及び物件等につきましては、課税を認むべきではないかと思ひます。それから第二、都道府縣に所得税附加税を認めるように再考して頂きたいと思ふことでもあります。これにつきましては、先程藤田証人も御意見が出ましたが、この点につきましては、法案第二條の規定とも関連するものであります。都道府縣に何故國税附加税を認めなかつたかと私は思ふのであります。それは地方税の独立性に反すると考へられるからであると思ひます。

そのような形式に拘泥して、課税も容易であり、彈力性も大であり、而も納税者にとつて便利簡明な所得税附加税といふような國税附加税を殊更に敬遠いたしまして、煩瑣な獨立税を数多く寄せ集めるといふことは、却つて地方財政の健全な発展、地方自治の伸張を阻害することにならんと制限らんと思ひます。この見地におきまして、所得税附加税のようなものは、大いに再考して頂く余地があるのではないかと考へられます。尙この國税附加税が地方税の獨立性に反するといふのであります。すなわち、市町村税として都道府縣税附加税といふものを法案第二條で認めおきますが、そういう態度は一貫性を欠くものではないかと思ふのであります。又國税附加税の場合、國家機關たる稅務署にその徴收を代行して貰うといふことは、特別徴集に關する法案第三十六條の趣意を拡張すればよろしい筈と思ひます。尙これに對加いたしまして申上げたことは、都道府縣市町村住民税であります。これらの住民税につきましては、所得税附加税を仮に認めるとすれば、負担分任の意味におきまして、所得税を課せられない者をも包含するため、及び外形標準による物稅的要素を加味して、地方的課税の意義を補充するために、本税を設くべきであると思ひます。所得税附加税を認めない本法案の建前から申しますならば、實質的に所得税附加税たるの性格を保持したむべきではないかと思ひます。

又法人に關する本税の課税につきましては、法人税附加税とするか、國税附加税を認めない建前であるから、その内容において實質的に法人税附加税たるがことと課税方法を取るべきであると思ひます。現行都道府縣市町村民税及び本法案のそれは、法人の資本的計算を攪亂し、經濟原則に反する封建的課税となる場合が非常に多いのであります。

第三点、都道府縣市町村民税について、一定の課税標準とこれに關する標準課税率を明定するように考慮せられたいといふことでもあります。その理由住民税につきまして標準課税額を定めること、例えば法案第五十條で賦課總額を定めておきますが、これは第一に五十四に納稅義務者の數を乗じた額とすると、個定的、非彈力的方法を取つた点におきまして、第二に、納稅者に取つて自己の負担がほゞどのくらいになるかといふことが予め見通し得られないといふ点におきまして、それはアダム・スミスのいわゆる近代稅の原則にも反する封建的稅となる可能性を藏するものである。やはり課税標準と、これに關する標準課率を示し、地方公共團體にとつての標準課税限度ではなくして、納稅者にとつての標準納稅限度を示すということが近代的であると思ふのであります。又この納稅につきましても、大衆の利便を考慮いたしまして年四期ぐらゐに分けることが望ましいと思ひます。

それから第四点、地租及び家賃稅の課税標準たる賃賃價格は、一定の評價委員によりまして、毎年度これを評價して定めて公示する、この制度をとられたといふことでもあります。この点につきましても、先程からたび／＼証人の方から御意見がありましたが、地租及び家賃稅の課税標準であり、賃賃價格は、一定期間間定的で、これが

ために時價との乖離が非常に大きいのであります。この弊を調整いたしますために課率が大に引上げられておるものであります。むしる課率は本法におきまして比較的固定化し、課税標準を便宜動かす方が合理的であると思ひます。土地及び家屋台帳法に登録せられたいわゆる法定賃賃格といふものは、これは一應そのまゝにしておきましても、各地方團體に民主的な評議員といふものを設けまして、毎年度初めに当該年度における地租及び家屋税の課税標準たる賃賃格は、台帳登録價格の何倍といふような率を決定して公告することにすればよいのではないかとと思ひます。この場合、土地及び家屋を、その種類及び所在地域に應じて幾つかのグループに分けて、異なる倍率を適用する、それによつて、先程から他の証人からの御意見もありましたように、経済界の激変によつて騰けた土地と騰けない土地とかといふふうな違ひが出ておるようなことも、多少修正をするといふようなことをすれば、一層合理的ではないかと思ひます。

第五点、法案附則第四百六六條の規定は、これを削除せられたいといふことであります。これは先程からも御意見が出た点であります。事業税につきましても、所得税附加税及び法人税は認めないといひます。ならば、本法案の思定は概ね妥當であり、第六十九條の外形標準を認める規定は地方税としては重視すべきであると思ひます。併し農業事業税に關しまして主食供出農家を除くといふ法案附則第四百六六條の規定は、租税といふものに對する考え方が少し間違つておるのでは

ないかというように考へるのであります。國家の經濟政策上、主食供出農家を保護する必要がありまざるは、よろしく別途にその方策を講ずべきでありまして、租税政策に俟つべきではないと思ひます。若し租税政策上差別を附けるならば、これは一定の負担能力以下の者に対する先税、或いは負担能力に應ずる累進課税といふようなことになければならないと思ひます。主食供出農家と雖も小農もあれば、富農もあることを忘れてはならないと思ひます。而も本税は地方税であり、若し供出農家を除外いたしますときは、農業縣及び町村の大部分は、結局別途に何らかの形において、これらの主食供出農家の負担に依存する財源を案出するに至るだらうと思ひます。

向ここに附加して置きたいことは、入場税の問題であります。入場税は本法案のように地方税に課税すべきであると考えます。入場税は大都市及び大都市を含む道府縣にとつてのみ課税の意義があるといふこともできると思ひますが、それらの地方團體は、又それだけ財政需要が大きいのでありまして、入場税の課税によりましてそれらの地方公共團體が財政に余裕を持つといふことは望ましいと思ひるのであります。電気ガス税の創設であります。これにつきましても、不生産的、奢侈的な電気ガスの大口消費に對して、その事実を一種の外形標準として課税をするといふことが至當であると思ひますが、消費税として一律に比例税を課するものがあると思ひます。再考を要するものがあると思ひます。以上が地方財政正法案についての意見でございます。地方財政法案に對する最初申

上げました意見と併せまして、本委員会における私の所見を以上を以て終ります。

○委員長(吉川不次郎君) それでは次に埼玉縣地方議長大高義賢君の証言を願ひます。

○証人(大高義賢君) 私は証言申し上げる前に、私の資格につきまして、初めに、私の資格につきまして、一つと御了解を願つて置きたいと思ひます。私は埼玉縣地方議長として証言を求められるように招請されておるものであります。現在在任議長をいたしております。前地方議長でございますので、その点も含めの上お聴き取りを願ひたいと思ひます。極めて簡単に要点につきまして申し上げて見たいと思ひます。

先ず第一に、地方團體の財政の貧困性について申し上げて見たいと思ひます。ありますが、これは前証人の方々から非常に強く御指摘になつておりますので、改めて申上げることではないと思ひますが、如何に地方財政が困窮しておるか、特に町村財政が如何に困窮しておるかといふ点を申上げたいと思ひます。私の縣は町村数が三百十四ございまして、その内、地方自治法が施行されて今日までの間に、四十六名に達しております。その退職の理由について見ますと、これは表面はいろいろの理由がありまして、病氣の者もありまして、併しながらその根本に遡つて検討してみますと、大体において町村財政の困難が自分の手に負えない、かような点から退職をした者が非常に多いのであります。従つて最近の地方團體が財政上如何に困迫

を被つておるかという点を一例として私は考へざるを得ないのであります。特に最近におきましては、いわゆる六・三割の完全実施の問題、或いは農地改革の問題、又最近行われましたところの警察制度の改正の問題更に昨年の九月における大災害の後を受けて、この復興に非常な経費を要することであり、又法律或いは政令によるところの義務負担に伴う地方の負担が非常に激増しつつある。かような点から考へまして、今日の地方團體としては全く爲すに備なく、財政上窮地に陥つてゐるのが現状であると思ひます。以上のような観点に立ちまして、今回の地方財政法案並びに地方税法案について私共が考へておりますことを申し上げて見たいと思ひます。

先ず地方財政法の内容について申上げます。今回の地方財政並びに税制の改正におきまして、中央政府として取られた新しい地方財政に對する財政措置の点であります。いろいろ、負担区分を是正いたしました。又地方税を創設し、或いは増徴を許しまして、いろいろと進歩をしておるのであります。が、結論において足りないところを、地方債による、而もその地方債が二百六十億である。かようなことに相成ります。併しながら、この地方債償還に要する経費は又非常に巨額に上ります。同時に私共の経験からいたしまして、果してこの地方債が資金の面において完全に裏付けられておるかどうかが、これを非常に憂慮するものであります。昨年度の地方債におきましても、預金部資金を以てしては到底これを充足することができません。地方金融機關に依存するところが極めて多かつたので

ありますが、併しながら多くの町村、地方團體はこの融資に非常な困難を來しております。従ひまして、折角許可を受けましても起債の枠を費ひまして、現実に借入をすることが不可能である、こういう團體は枚舉に遑がないと思ひます。余り議論に及りませんのでその点は省略いたします。地方財政法案の要綱、第三に示されました地方債の對象となる費目の中に、傳染病予防費を認めない。この点については聊か御考慮を願ひたいと思ひます。御承知のように傳染病はちよつとしたところから蔓延して参ります。これは市町村の不注意とか、或いは縣民の不注意といふような關係よりも、海外からの引揚者或いは他からの轉入者、こういうものが媒介をする場合が非常に多いのであります。従つてこれがまかり間違ひますと、非常な経費をこの傳染病の予防に要する。かようなことに相成ると思ひますので、これは傳染病予防費も起債の對象として考へられてよろしいのではないかと。それから要綱第五にありまして、この歳入歳出決算剰余金、いわゆる純剰余金の半分の半を翌年度の地方債の償還財源に當てる、こういう規定がございます。が、これは原則に就いて結構なことと思ひます。併しながら非常災害その他のために多額の経費を負担しなければならぬといふ状態にある場合においても、尚且つこの規定を活かすといふことになりまして、そこに非常な矛盾が残ると思ひます。これはやはり原則は結構であります。が、例外といひまして、非常災害その他のために経費を要する場合には繰上償還といふことは、一應ストップできるような規定

とは、一應ストツプできるような規定

たいのでありますが、最近納税を阻害するような行動、或いは行爲を取敢てする者が巷間にございます。他の実例といたしましても、そういう例があるのであります。納税阻害或いは納税を妨害する。又ば不納同盟を誘発するような行動をとる者に對しましては、やはり嚴罰を以て臨んで貰いたい。供出の阻害と同様な考えから、相当強く罰則を規定して、地方團體の課税権、徴收権を確保できるような措置を明文を以て規定して頂きたい。かような点が私共の考えておるところであります。その他いろいろと申上げる点もございますが、重複する点がございまして、要点だけを申上げた次第であります。以上を以ちまして私の証言といたします。

○委員(吉川末次郎君) 次に日本医師会より会長の高橋明君の御出席を願うことになつておつたのでありますが、高橋君が事故がありまして、副会長の河北眞太郎君が証人として出頭せられておりますので、委員の方々の御承認を得ると同時に、河北眞太郎君の証言を願います。

○証人(河北眞太郎君) 私はただ一点だけ医師に關係があります事業税と、いう税につきまして証言いたしたいと思ひます。

事業税の中に医師の事業税が盛られておつたのでありますが、現在のところでは特別所得税というふうの名前もありません、課税の対象になつております。私はそういうふうに理解しております。尚税率の点におきまして、百分の十を百分の八と、そういうふうな税率に改められておると、こゝいふ

に私は理解しております。そういう意味におきまして、私の証言を進めたいと思ふのであります。つまりこの前提の下におきまして申しますならば、事業税から取り除かれまして特別所得税というふうな税名の変つておりますことは、医人といつたしましてこれは非常に満足いたしておる次第であります。つまり事業税即ち営業税というふうなことであります。これは我々医人にとりまして非常に重大なる意味となるのであります。特別所得税というふうな、営業税を思はずというふうな部門から除外されておるといふことは満足をしていたしております。ただ第二の点におきまして、百分の十が百分の八というふうな税率になつておる。この点につきまして申上げたいことがあるのであります。それは、その税金を負擔するといふことにつきまして、現在の医者の状態から考えますと大衆に轉嫁する。つまり医者に掛けまして、その税金は大衆の負担に轉嫁されて行くといふ虞れが多分にあるのであります。つまり大衆の中で最も病氣という不幸な状態にある民衆に課税するといふ状態になります。これは衛生上由々しい問題だと思ふのであります。私はその点に關しまして民衆に轉嫁されて行く虞れが多分あるといふことの点につきまして多少数字を挙げて御説明いたして置きたいと思ふのであります。

御承知のように医者はその対象を病人といつたしております性質上、診療費などの点におきましては常に民衆の立場に立ちまして考え来りつつあります。中には取除けはありますが、多くの医人はそういうふうな考えで進んで來ておるの日本の現在の状態であり、一つの証左といつたしまして、日本医師会におきまして本年の一月の末から二月に掛けまして、日本全国におきまして診療がどういふ状態の費用において行われておるか調べまして、最近それが完成いたしましたものの数字によりますと、二月においては戦前をいといふ数字が出ております。その中最高は茨城縣の四〇、最低は岩手縣の一・八・三、東京はその中間にありまして三・八倍という数字になつております。これは二月であります。私が五月半ばに東京地区におきまして調べた数字も、三ヶ月経過いたしておる数字になつております。つまり世間の物價の趨勢値上りの趨勢を考慮せますと非常に小さい数字であります。如何に大衆のことを考へつつやつておるかといふことが説明できると思ひます。然るに一方いふの資料の高騰は容赦なく医人の周囲に集まつております。例えて申しますと、一例を引きますと藥品であります。昨年の十一月外局において調べましたその数字によりまして、十四種類、普通よく使ふ薬であります。値上りの比が二八八倍、私が三月に調べました現在東京におきまして医人が公定價或いは、間、そういうふうなものを組入れまして手に入れております数字は五三八倍、こゝういふ数字になつております。つまりこゝういふ数字を挙げますのは如何に医人が自利しながら苦しい立場を堅持しながら診療に従事しておるかといふことを申上げたいと思ふのであります。こゝういふ意味からいひまして、医人に対する課税といふものは、すでに非常に重税によりまして苦んでおるといふ立場からいひまして、どうも患者に轉嫁されるということの虞れが多分にあるのであります。こゝういふ意味におきまして現在十分の八といふふうな課税の率になつております。この点ができるだけ低い率になることが、つまり民衆に對しまする民衆の幸福といふ点を考えますと、皆様に考へ頂きたい一点であると思ひます。この点を私証人といたしまして申述べる次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 次に日本弁護士会連合会長の代理の小國修平君に御証言を願ひます。只今河北君より御証言のありました特別業務税中、代理業務である弁護士、司法書士に對する課税問題を中心として、成るべく簡単に御証言を願ひたいと思ひます。

○証人(小國修平君) それでは、私は弁護士に對しまして特別業務税を課税する理由はない。こゝういふ意見を持つております。その理由をこれから申述べたいのであります。弁護士のかよふな税法が今回創設されたといふのはどういふわけであるかといふことをいふ／＼考へて見ても、成程こゝういふわけだろうといつて納得の行く理由はないのであります。それはむしろ弁護士の職務といふことの認識が足らなかつた結果じやないかといふやうなことも考へられますので、先ず第一に弁護士の職務はどういふものであるか、大体のことは皆さんお分りと思ひます。

けれどもその点を一つ申上げたいと思ふのであります。

弁護士の職務は全く法的的職務であります。弁護士はこゝういふことをやつておるかといひますと、弁護士法の第一條にありまして、「當事者其ノ他ノ關係人ノ依頼又ハ官廳ノ選任ニ因リ訴訟ニ關スル行為其ノ他一般ノ法律事務ヲ行フ、こゝういふに規定されておるのであります。只今のは抽象的の規定であります。これを大別して具體的に申しますと、刑事事件、民事事件、非訟事件、そういうふうに大体三種に大別されるのであります。その刑事事件におきましては弁護士の職務といふのは、檢察の攻撃に對しまして被告人を防禦するといふ立場にあるのであります。檢察が犯罪を捜査いたしまして、只今は檢察官といふ言葉であります。檢察が犯罪を捜査いたしまして、その証拠を蒐集する、そして起訴する、こゝういふ仕事は公務の執行たること、これは疑いない。ところが弁護士がなすべき仕事は何かといふと、その起訴事實に對して間違つておることを正す、或いはその反証を挙げるこゝういふことであつて、一つの事件を同じことを他の立場を變えて見たり、或いは向うの足らないところをいろいろな方面から検討するといふのが弁護士の仕事であります。或いは法律の適用についても誤謬があれば誤謬があるといふことの法律の正確なる適用を期そうといふことが弁護士の職務である。それでは民事事件はどうであるか、民事事件は、本來私人間の紛争であります。當事者において、或いは隣の人とか親戚知己といふ人がい／＼斡旋をしたけれども解決はできなかった。

こゝういふ紛争が難件になつて、始めて弁護士に委嘱して來るのであります。そういう紛争の争ひを納得の行くように解決して、そして國民が円満和樂の中に國民生活ができるやうにしてやる、これは國家の役目であります。その國家の役目を果たすために、國家は裁判所とか或いは檢察廳といふやうなものを設けておるのであります。この公の仕事の手始めをするのが弁護士であります。どうして訴訟が私権の争ひが解決されないからといふことになると、訴訟を持て裁判所へ提出する、そして裁判所はそれを審理するといふのであります。公務の一端を國民側から行う者が弁護士であります。その他の非訟事件であります。戸籍に關する届出、或いは會社の設立とか、その他不動產の登記、登録といふやうな仕事をその役所の公務員が、役人がすることがこれ又公務たるに違ひない以上、これを或いは鑑定をしてやる、或いは又その仕事を引受けて書類を作成する、登記、登録をする、かやうな仕事も又公務の、

○委員長(吉川末次郎君) 小國君、ちよつと御発言中ですが御注意申上げます。あなたが御反對の御証言の御趣旨の御意見等を只今受取つておりますが、先程申上げましたやうに、時間が多分に要を占めておられますので、十五分以内に要を占めて結論をお聞かせ頂きたいと思ひます。

○証人(小國修平君) そういうことになりましたが、特に近代は官選弁護人の仕事、或いは調停委員の仕事、家財管理人、それから検査役、家事審判所の參與員といふやうに、職務は非常に激

す。中には取除けはありますが、多く
堅持しながら診療に従事しておるか
大抵のことは皆さんお分りと思ひます
をしたけれども解決はできなかった。

増しております。これらはいずれも司
法に携わる職員として公務に従事して
おるのであります。その他弁護士は、
そういうような公務を行うのが弁護士の
職務でありまして、刑事事件を買受
けたりいけたりとか、その外商業をや
つてはいかん、営利事業をやつてはい
けない、又会社の取締役とか、役員と
か、使用人になつてはいけない、こ
ういふのはすべて許可を要するとい
うのであつて、他の仕事をやるのが厳
禁されておるのであります。ただ公務
員と異つておるところは、月給を公務
員は官廳から貰つておる、弁護士は当
事者から手数料を貰つておる、これだ
けのことには過ぎないのであります。で
すから弁護士の職務はイーロール公務
執行といふことになるのであります。

その次に、弁護士の職務といふもの
には少しも企業性がないのでありま
す。營利事業のように一定の資本を用
いてこれを運轉してやるといふもので
はないのであります。又弁護士は知的
的の職業であつて、而もその弁護士に
頼むといふのは、その人の人格、信念
を信頼して頼むのであります。それは
信用関係が基礎になるのであります。
そういうわけでありまして、他人に
この仕事を代理さす、さういふわけ
でできないのであります。さういふわけ
でありますから、自分の一個の勤勞と
いふことが職務の限界であります。深
山の人を使つてやるといふ、機械的の
ことをやるということは全然できない
のであります。さうでありますから、
営業権などというものを考えることが
できない。尙さうに弁護士の職務が
限定されておりました、弁護士法に反
した仕事をやるならば罰則を以て懲戒

される、懲戒の最も重いものは除名さ
れる。かういふのでありますから、公
務の執行以外に何もできません。而
もそのやるところは自分の勤勞によつ
てのみ達せられる、かういふことであ
りますから、その得るところの収入と
いふものは全く勤勞所得に外ならん、
弁護士は手数料といふものと謝金とい
ふものを受取ります。併しながらその
手数料、謝金も勝手に取るというので
なくして、弁護士会に適當なる標準規
定がありまして、それによらなければ
ならんといふことになつておる。先
で、先程申したように、それ以外に弁
護士は事件を買取るとかいうようなこ
とは禁止されておりました、山氣を出
して儲ける、資本の力で儲けるとい
うようなことは全然ないのであります。
さういふ状態でありまして、弁護士の
収入といふものは即ち勤勞所得のみ
といふことになつておるのでありま
す。而もその所得といふものが、物價
が六十五倍に公定價格が上つておる、
更に大幅に引上げられる、七割上つた
百倍以上になつたといつても、弁護士の
収入はさういふに伴つておらんとい
うわけでありまして、國家の公務を執
行しておる官吏に特別の税金を課す
という理由がないといふのと同様に、
弁護士に対して特別業務税を課する、
かような理由は全然公吏に業務税を課
すると同じようにできない、それはや
ることは極めて失当である、かうい
うわけでありまして、その仕事の範囲が全
く同じである、勿論勤勞所得税は今回
の改正において大幅に軽減される、こ
ういふような時代に弁護士に対しては
新税を創設して税金を取る、これはど
うしても甚だ不権衡極まることである

所得税の改正案によりまして、と
給與の所得者が年額が九万六千四
い、この者に対してどのくらい所得
年額が課税になるかといふとい、九万六
千四に対して一万二、三千円、弁護士
に對しては、弁護士の所得年額が十
万円、九万六千四に近接した十万円と
いうことに抑えて、さうしてその
税額を算定しますと二万四、五千円、
すでに二倍近くつておるのでありま
すが、更に特別業務税を一割課税する
といふことにいたしますといふと、三
万四、五千円といふので、同じくど
ちも勤勞を資源とするところの弁護士
に對して、その約三倍の負担になると
いふようなことは、極めてこれは不公
平なものである、又弁護士は一定の嚴
格なる資格要件があつて、一定の試験
を受けて、事務を習修してやらなけ
ばならん、而も外の人にはやらされな
いといふような独占的の職務であると
いふような観点から、業務税を課税す
るんだといふようなことであれば、代
議士でも、或いは高官の人でも、会
社の社長でも、或いは一流の國家とか文
人、藝能家といふようなものも、他人
が俄かに眞似することのできない仕事
であります。さういふものをこの業務
税から除外したのが悪いのじやない、
かういふものには課税をしないのが當
然であります。然るにひとり弁護士と
か医師に特別の業務税を課するとい
ふことは、これは甚だ失当であり、又不
公平なものであるものと、かやうに
考えるのであります。尙さうであり
ますから、弁護士はやはり公務を執行
しておる、而も人権の擁護といふ最も
大切な仕事を分担しておる者であり
ますから、これに對して只今申しまし

たように経済的には弁護士は今恵ま
れておる者じやありません。むしろ非常
に苦境におるのであります。これに對
して特別の税を課するといふことは、延
いては人権の擁護において欠けるとこ
ろが生ずるといふ虞れも多分にあるの
であります。而も全國に弁護士とい
う者は、登録をしておるものは六千人で
あります。これに課してしまつて實際業務
を行なつておる者は、はつきりした事
は分りませんが、大体その半數かと存
するものであります。さういふこと
と、これに無暗に業務税を課して見た
ところ、税収入としては極めて微々
たるものであると思ひます。さうい
ふ税収入の微々たるものに對して非
常に不當であり、不平の起ることは當
然である特別業務税を對するといふこ
とは、甚だよろしくないといふのであ
ります。何分税金といふものはすべ
てつらいものには違ひありませんが、
さうかと言つて税金を一つも納めな
いでもよろしい、かやうな階級に轉落
することつらいですが、何よりも一番
嫌いだ、つらいといふのは不公平なる
課税であります。高率なる課税で
あります。かやうな昨今世間において
も余り税金が高いので、税金をまとも
に納めておれば飯は食つて行けんとい
ふやうなことを口にし、耳にすること
が度々ある。かやうなことは、納税思
想を蝕むといふことについて由々し
き大事であるといふはかやうに考へる
のであります。かやうな意味におきま
して、弁護士は公務の執行であり、勤
勞のみの所得であるといふ意味にお
いて、ここに新たに特別業務税を創設す
るといふことが失当であるといふゆゑ
を申上げます。尙その他の税金につ

いても申述べることもありまして、時
間もございせんから簡単に申上げま
すといふと、この余裕住宅税といふ
であります。この余裕住宅税とい
うのは、どの程度が余裕かといふと、や
はり頭数にでもして、一人に何疊とい
うやうなことで、それを超過する住宅
は余裕住宅とするのでありまして、
果してかういふ余裕住宅が、戦災地及
び戦災地附近にあるかといふことも甚
だ疑問であるが、あつても極めて少
いであらう。而もこの余裕住宅と申し
しても、その土地には地租が掛かつて
おる、又その家には家屋税が掛かつて
おる。或いはそれを取つた時には不
動産取得税が掛かつておる。かうい
うやうなものに幾らか余裕があるから課
税する。余裕といふのは人々によつて
必ずしも頭数と疊数の席で、あとは余
裕だといふことは、これは余り極端な
ことであつて、触るべからざる所に強
いて触ろうといふやうな嫌なことであ
りますから、かういふ税金は余りよ
ろしくない、かやうに考へるのであり
ます。

○委員長(吉川末次郎君) 小國さんに
申上げますが、まだ時間が掛かります
か。大分時間も過ぎておるので成るべ
く……

○証人(小國修平君) そうですか。そ
れではその他の税金については省略し
たいです。

○委員長(吉川末次郎君) それでは岡
東配電株式会社の社長の高井亮太郎君
の証言を願ひ等でありましたが、代つ
て取締役の伊賀秀雄君が見えておりま
すので、議員諸君に御了解を得て置き
ます。伊賀君には専ら電氣ガス税の問
題を中心としてできるだけ簡単に一

第二部 治安及び地方制度委員会會議録第二十七号 昭和二十三年六月二十五日【參議院】

十、（五） 犬張では全く日

に遺憾であつて、少くともこの予算が

が、或る程度地方財政についての関連

人がありますので、
 こういふような人

轉車、荷車、
 こういふような税金は磨

常に不公平を来すものでないかと考
えておられます。第一にこういう点にお
いては、地方自治体の民主化がその緒に着かん
と

するときに、かような状態では全く日
本の民主化が成立して行かないといふ
ふうに考えられるのであります。そう
いう前書きは一顧それといたしまして
当面の二十三年度の予算についてであ
ります。二十三年度の予算につきましては
は、先般地方財政委員会の結論によ
りまして、一顧二千億程度ということ
に決定いたしましたのであります。こ
れは先般私共と神戸元地財委員との
間で意見いたしました、二十三年度の
予算内容については私はいくつか質問を
いたしました。今度の二十三年度予算
は総額概ね二千億と言われるが、これ
について先ず第一番が我々の給料の人
件費、それから自治体の業務を執行す
るところの物件費、事業費、こういう
たようなものはどういふふうに決つて
おるのですか、と私は質問いたしまし
た。この時に神戸元地財委員は、人件
費については二千九百二十万を完全に
組んでおらない。物件費については物
價改訂は見越してない。單價につい
てもやはり完全なものではきておらな
い。これは地方の実際の統計が完全に
できていない関係があるということが
大きな原因ではあるが、そういうふう
な状況にあるので、先程もどなたか言
われました通り、実際は今年の予算を
的確にやつて行くと、約三千億程度に
なるということが、これで私は首肯で
きるといふことを、さつき私はつくづ
く感じたのであります。このことは今
年度の予算が、もつと根本的に考え直
さなければならぬということ、私共
共痛感しておるのであります。先般地
方財政委員会の自治体の代表者の諸君
が、憤然として辞職をいたしました
というように、我々としては誠

に遺憾であつて、少くともこの予算が
本当に完全に通るまでは、この地方財
政委員会の機能を完全に置いて置くべ
きである。政府も亦その責任があるの
ではないかといふふうに考えられるの
であります。この点については二十三年
度の地方予算には、この財政委員会に
おいて相当慎重な態度を以て進んで頂
きたいということをお願いするのであ
ります。

次に地方財政委員会の問題でありま
すが、私共は地方財政の確立について
は、現在非常な力を入れて運動を起し
ておるのであります。私共の言いま
すところの地方財政の確立といふもの
は、飽くまでも単に民主化、或いは自
立性を強化するといふばかりでなく、
本當に地方財政を民主化する。このこ
とが我々の最も重要な点ではないかと
考えられるのであります。従来は民主
化、或いは自立性の強調のみが盛んに
行われましたが、本當に民主化といふ
上に立つての自立化及び自立性が、考
えられなければならないといふふうに
私は考えておるのであります。そういう
意味において、地方財政を本當に民
主的にするためには、先ず第一番に我
々は地方財政委員会の民主的な整備整
充こそが、最も重要な当面の問題では
ないかといふふうに考えておるのであ
ります。地方財政委員会は御承知の通
り、僅か五人の委員を以て構成されて
おります。而も内閣府の大臣の任命に
よるところの委員であります。かよう
な委員であつては、これは地方財政の
本當の民主的の確立はできない。少く
も私共の考えておる範囲においては、
地方財政委員会といふものをもつと
政治的な、そして出先機関ではある

が、或る程度地方財政についての関連
を持つた、力を持った民主的な機関で
あるといふふうになりたい。これによ
つてこの機関によつて決定され、立案
され、或いは計画されたことが強力に
国会に反映し、國民の輿論によつてそ
れが力強く実行されるような組織にし
たい、こういうふうなことを考えている
のであります。皆様方のお手許に配付さ
れておると思いますが、この要綱により
まして、先ず地方自治体の健全なる發
達を圖るために、地方財政民主化の確立
を圖るということが目的であります。
この性格につきましては只今申し上げた
通りであります。この構成であります
が、只今までのような、五人の少数の
構成であつては、到底民主的な運営は
できない、又その決定した事項、或い
はその事業についても強力にやつて行
くことができない。こういうふうな意
味合におきまして、一顧ここに私共の
案として、構成を改めまして、國會の
推薦によつて民主的な委員を内閣府
大臣が委嘱するといふような形にしま
す。この委員の構成につきましては他の行政
事務を分担管理しない國務大臣一名、
衆議院議員及び参議院議員の中から代
表者各一名、道府縣知事の代表者二名
これは先程もどなたか申しました
大きいところと小さいところの二名と
いうふうなことを考えております。市町
村の代表者二名、これもやはり大きい
ところと小さいところとあります。町
村の代表者二名、これもやはり大きい
町村と小さい町村の代表者を入れる。
それから我々のような自治団体の労働
組合、長年この地方財政問題について
相当今日まで一生懸命に従事して来た

人がありますので、こういうような人
々を入れることによつて、その実際の
実情はつきりする。そういう意味に
きましてこの代表者二名を入れる。そ
の他農業、漁業、工業、商業の代表者
一名、學識経験者一名、こういうふう
な組織を以て、大体二十名程度であ
ります。財政委員会を確立したい、こ
ういふことを考えておるのであります。
このことは、地方財政を民主的に確立
するためには、このことを実行して、
この地方財政委員会を民主的に確立す
るならば、すべての問題も早晩これは
解決するのではないかと、いふように
基本的な問題として我々は考えて取
上げているのであります。地方税、或
いは地方税法に対する意見であります。
この問題は、余り根本的な方針は時間
がありまから申上げませんが、具
体的に申しますと、我々としてはこ
に書いてあります通り、應すべき税金
として船、自動車、荷車、いろいろな
なものは廃止したいと思つています。現在
法定外独立税といふものは府縣が十六
種、市町村が六十何種類があります
が、これは先程も申しました通り
り、地方財政が非常に逼迫してどうに
もならなかつたので、目下苦案に何で
も彼でも取ればいいのだといふよう
な考えで、最近では新聞の報道によ
ると、或いはキャンデーに税金を掛け
る、或いは独身者税を課するといふ
うなことを言われておるのであります
が、こういうような税金を設けるこ
とは全く大衆課税である。こういう
うな税金を各府縣、市町村がやらなく
ても済むような措置をすべきであると
いふようなことを考えております。關係
上、やはりこれと類するような船、自

轉車、荷車、こういうような税金は廃
止したいと考えております。この財源
につきましても、今年の詳しいことは
知りませんが、昨年の見ましても大
した金額ではありません。船、自動車
荷車、二億六千八百萬円程度といふ
うに考えております。本年は多少殖え
ていくと考へます。こういうような、
一般市町村民から課税といわれている
ような税金は廃止したい。そして先
程から言われておりますところの、
弾力性のある税金、これを取つて行く
ことが本當に自治体を發展させるゆ
えではないかと考へます。そこで新設
する地方税として先程も言われた所得
税の附加税、これは當然我々としては
地方に附加すべきだ、こういうふう
に考へております。その理由は先程藤田
さんからも詳しくお話がありました
ので申上げません。大体同じような意
見の下に所得税附加税を地方に新設さ
れることを考へております。次は不動
産の増價税、これは土地及び家屋の増
價税として毎年取るというわけに
は行きません。非常に經濟の変動のあ
つた年に取る。これは不動産増價税で
あります。次は遊休土地税、先程余
住宅の問題が出ましたが、今度余
宅税を取ることにいたしましたので、我
々としては遊休土地税を考へておりま
す。次は、財産税、又はその附加税を
我々として考へております。財産税に
つきましては、これは本當にええ町村
で取るのが一番いいのですが、現在
國で若干取るといふように聞いており
ますので、当面の問題に間に合いま
せんの、できるならばこゝで財産税の
附加税、若し政府が國富調査税を取る
というならば、この附加税を課した

い。これは相当高率に課したいということをあえております。次に現在の地方税を修正したらどうかというような意見でありますが、この問題につきましては先ず只今の電気ガス税の問題であります。これは根本的にはやはり取るべきものではないかと考えておるのではありませんが、併し今日或る程度止むを得んということも考えられますので、所得税附加税がどうしても創設されないならばこれも止むを得ないのではないかとというように考えておりますが、これも技術的にはむづかしいと思いますが、必ず免税点を設ける、そうして累進課税というふうに考えております。なぜこういうふうに考えましたかと申し上げますと、今日電気は最も社会化されねばならない問題だと思ひます。電力の社会化ということが最も強く叫ばれておりますのに拘わらず、實際問題として非常に汎山使つておるところがあります。こういう点を我々は電気の社会化の建前からこういうものに対して租税を課する、そうして累進的に高率に取つて欲しいと思ひます。住民税につきましては、これは一應我々としては現在の五割増六百円として、これに高率累進課税をするということを考へております。次は不動産取得税であります。これは免税点を設けて累進課税する。事業税については、この際零細業者に対して免税の措置を講じなければならぬ。余裕住宅税はやはり累進課税する。酒、煙草の消費税は問題であります。これは我々として本質的には税金として取りたくないのがありますが、この際所得税の附加税が許されないならば、少くとも消費者價格を増額しないで、専賣益金の中から

專賣資金として取るのではなくて、專賣資金の中から特に町村の自主性を尊重して消費税として取る。値段を上げるについて我々労働組合として絶対に反対しております。次に賃賃價格の改訂の問題であります。これは先程どなたからお話がありました、我々としても至急にやつて貰いたい。こういうことを考えております。如何に我々が課税の率を公正にしようとしたしましても、この賃賃價格そのものが現在非常に不同になっておりますのでこれは特に急いでやつて頂きたいと思ひます。價格については時價によるといふことを考えております。そのためには先程來の民主的な評價委員会というものが当然考えられるし、又府縣にこの賃賃價格の評価の認定を移譲するといふことが当面極めて必要な問題ではないかと考えております。

次は税金委員会の問題であります。これはどうしても設ける必要がある。今日課税が高い安いということよりもむしろ負担の公平化の問題が重点的な問題と聞えられるので、この点は民主的な税金委員会を設置して置きたい。

向地方税につきましての地方税審議会というものがありますが、これは我々が主張する地方税政委員会と重複するところもありますし、又地方税審議会というものは、極めて官僚的な色彩の濃厚なものであると考えますので、この点は民主的な地方税政委員会にすべての権限を委譲し、地方税審議会のような紛らわしいものは作らない。従つてあの法律案には我々は反対であるといふことを申し上げます。それからその他は、経理の問題であります。これはここに書いてありますから申し上げます。

せんが、特に物件の購入、或いは事業についても、従来は極めて杜撰な点が実際に多かつたのであります。こういう意味から必ず評價額を決める評價委員会或いは公入札の施行、こういうものを積極的にやつて頂くと同時に、この予算、決算の公開につきましては、單に形式的に公開するのではなく、詳細にこれを都民に公開して、実際にその費用が要するならば要するというを示すならば、都民が最も納得して事に当り、又或る程度税金の滞納もなくなるのではないかとこのように考えておられます。

次に地方財政法の問題ですが、極く簡単に申上げたいと思います。

○委員長(吉川末次郎君) もう時間が來ましたから、一つ費額でそのらの点は……。

○証人(三田朝丸君) ついもう一分ですから……。地方財政法の中で我々として重大な点は、地方財政委員会の意見を聴くということが、地方財政法の中に一條あるだけで、その他については政令で決めるとか、或いは法令で決めるかというようなことであります、我々として少くとも地方財政の建前からいたしまして、その條項を各條に挿入すべきであると考えております。

次に、國費と地方費の負担区分でありますが、これはここに印刷物があります通り、我々、義務教育に従事する職員としては、こういうようなものは實にたい。義務教育の費用というようなのは、地方費と國費の相互負担として頂してでなしに、全額國庫負担として頂きたいということを主張してあります。

す。次に國の機關の設置の問題であります。これは我々の地方團體としては、國の機關を設置する、出先機關を設置するということは全面的に反対してあるのであります。尙外に申したいことが沢山ありますが、委員長からの再三の催促でありますから、この辺でやめさせて頂きます。その他我々の要求はすべて現実に即してやつておるのでありますから、十分この点を留意して頂いて財政委員の方々の御協力を願いたいということを特にお願ひいたします。

○委員長(吉川末次郎君) それではこれより質問に入りたいと思います。尙証人として京大學經濟學部教授汐見三郎君の御出頭を願う筈でしたが、病氣のため欠席するという電報が入りましたので御承知願ひしたいと思います。只今までの証人の証言に対しまして、御質問のある方は御質問願ひたいと思ひます。

○黒川武雄君 河北さんにお尋ねします。医師に対する事業税が名称を變へまして、特別業務税になりました点について、その税率だけについて、余りに高率だという反対の御意見のようでございましたが、それでよろしいですか。

○証人(河北眞太郎君) そうであります。税率が、私が前に申しました理解しておる税率であるということは、民衆に対する悪税というか、轉嫁され得るから、この点は日本医師会として不賛成、不満である、こういう意味であります。

○羽生三七君 井藤さんにお尋ねいたします。還付税というお話がございましたが、これは結局分與税と同じ性質

格になるのではなからうか。どうでしょうか。

○井藤半爾君 分與税は御承知の通り去年までは還付税と配付税とございました。で還付税は御案内の通り去年から地方税になりましたので、ないことになっております。そうでありますから、私の申ししたのは、酒、煙草の消費税ですね、問題は収入が問題である。そういたしますと、地方團體が別々に掛けまして、値段を各地方團體で勝手に決めることができない。全國均一に掛けるから、現在と同じことです。そうであるならば、現在國家が取つてしまつて、そうして適當な割合で取つた地方に還せば、同じことになるのじやないか、こういう考え方であります。ただそれに対する反対が、地方團體側からの反対は、どうも還付税は一遍取つた金が地方へ行つて、それから又帰つて來るので、何ヶ月か掛かるので間に合はん、そのくらいの程度では何かで金融的な措置でも國家が購すべきではないか、こう考えるのであります。

○鈴木直人君 井藤さんにお尋ねします。酒、煙草の消費税に關しては、地方財政委員會においても、力を注いで最も自信を持つて主張しておつたように我々は聞いておるのであります。先程からお話しを聞きますという、それは國が取るべきであつて、そうしてそれを還付税としてやるのが至当であつて、それを地方税として取る性質のものではない、こういう御主張のようであります。それで神戸市長のこの意見を見ますという、その構想は酒、煙草の善終消費者價格の二割方のものを、小賣の賣上税の形で地方をして取

○証人(井藤半彌君) 私この所得税附

許されなければ、少くとも消費者は、他は、経理の問題であり、これを格を増額しないで、専賣資金の中からはここに響いてありますから申上げま

らしめるべきである。かかる買上税は地方において事象上容易に取り得るものである。そうして各地方の消費額に應じて地方収入があることになるから、各地方に公平に分配されることにもなり、地方民はこの地方のために或る程度まで進んで負担する気持ともなる、こういう考えを持つておられるようである。尙税が地方税たるに達するかどうかの見解は、地方分立性の有無にある。即ち生産税とか或いは庫出税、生産者、卸賣、仲買などにおける買上税には、地方分立性というものが無い。だからこれらの消費税は地方税として適しない。國税として適するものである、併しなが今考えておるところの買上税は、地方分立性があつて、明らかに地方税となり得るのである。そういうふうなことであつて、今までは酒煙草はいわゆる庫出税とか生産税という方面で取つておるからして、これは國税として取つて、そうしてその二割程度のものを地方に還付するという方法はあるかも知れないが、併しながら二割程度のものを小賣の買上税として地方々に取るといふことは、却つて税の性質として非常に民主化されていゝのではないかと、むしろ還付税といふようなものよりも、消費税として取つた方が、税の性格として非常によいし、又地方においても直ぐそれが税になるから、而もこれは非常に莫大なるこの財源を持つことになるのだからして、入場税の委譲と共にこの酒、煙草の消費税の創設といふものは、地方財源の根幹を成すところの七、八〇%の重要なものだ。だからこれは是非実現しなければならぬといふ非常なる確信を持つて何回も我々は聞いてお

るわけでありませう。それでこれに對する審議上の判断として只今これは地方税としてよりも國税たる性質のものである、そうして還付税として行くべき性質のものであるという御意見がありましたので、根本的にその点の違ひがあるもので、我々はそれを審議する場合にはつきりした判断を頂きたいと思ふのです。

○証人(井藤半彌) 何かの税金が國税に適用するか地方税に適用するかという體裁的のことだと思ひます。例へば所得税が國税に適用するか地方税に適用するか、或いは生産税が國税に適用するか、地方税に適用するか。両方共國税に適用する側面もあり、地方税に適用する側面もあると思ひます。そこで私が酒や煙草の消費税が國税に適用するといふのを、それを地方税として取る場合は、地方の自主的な課税権に基いて取らなければ、地方税としての本来の意味がないにやないか、ところが酒や煙草の消費税といふものは、各地方々々府縣單位にいたしましても、町村單位にいたしましても同様でありますけれども、その場合に各地方で自主的にばらばらに掛けることになりませうと、どうしても税率に相違が出来ます。従つて買上税の性質にも相違が出来るだらうと思ひます。そういたしますと、これはこの消費税の性質上これはまずいのであります。それよりは國家が今回の地方財政の委員会にお掛けになりました案につきましても、そういうことにならないうちに、全國價格が均等になるようにしよう、そういうわけでございます。

○鈴木直人君 そうですね。均等にしよう。例へば今度四倍なら四倍の中の二割だけを小賣税として……。

○証人(井藤半彌) そういたしますと消費者の立場で考へれば、結局、金額は一緒になる、そうすると國家から統制を受けることになりませう。その税率の決定につきましても、そういういたしますと國家がその物價政策や、何かを考慮いたしまして、全國同一に掛ける方が全國經濟政策、それから財政政策の統一といふ点からいつていいのではないかと。それで私は飽くまで地方財政で掛ける場合には、各地方團體の自主的な課税権に基いて、課税を自由に上げ下げするといふことに地方税の地方税たる特徴があるのではないかと。然るに消費税といふものはそういう性質がないので、だから國税として掛けるがいいのだ。それから私は酒や煙草の消費税を地方財政委員會で重要な財源にされておるといふことは、私御尤もと思つております。それから現在の地方税は大部分彈力性が無い。それでインフレーションによつて物價が騰貴したり、或いは名目の所得が上つても割合に自動的に上らない。ところが酒や煙草の消費税といふ自動的に上つて来るから、その点もいいというふうなこともおつしやつておりましたが、私は尤もだと思ひますが、それは國家財源

○証人(井藤半彌) 私この所得税附加税の問題は、他の証人の方と多少議論の色が違つたかと思ひます。それで私は所得税附加税を現在掛けることかどうかと思つてあります。と申しますのは御案内の通り、税の所得税は去年から予定申告納税制度になりました、非常にうまくいつておらないのです。そこで他の所得税がうまく取れないればこの附加税といふものはうまく取ることができない。國はその故に所得税附加税を各地方で掛ける重大なる欠陥がある。だからといつて所得附加税は要らないといふことではありませうが、これは所得税といふような、個人なら個人、会社なら会社を中心に、一年間の所得を綜合いたしました所得の配分、例へばその村なら村單位にその所得税の配分といふことは非常に問題になります。今度のように所得税の取り方が混亂しておりますときに、この所得税附加税を掛けるということは財務行政テクニック上非常に困難があるのではないかと私は考へます。それで私はこの所得税附加税の趣旨を住民税、市町村民税、縣民税の中に入れて、それで縣民税といふものを拡充する。そうしてその課税標準を財産及び財産所得を中心にするようにしたらどうか、これが私の考へであります。只今御質問の趣旨にちよつと離れたことを申しますが、御質問の中心は所得税附加税を地方税として掛けるということと違ひませう。ところがその場合でも所得税附加税は全國均一になるから、だから地方税として適しないといふことにならぬのではないかと、御質問の趣旨かと思ひますが、そうでないの

るわけでありませう。それでこれに對する審議上の判断として只今これは地方税としてよりも國税たる性質のものである、そうして還付税として行くべき性質のものであるという御意見がありましたので、根本的にその点の違ひがあるもので、我々はそれを審議する場合にはつきりした判断を頂きたいと思ふのです。

○証人(井藤半彌) 何かの税金が國税に適用するか地方税に適用するかという體裁的のことだと思ひます。例へば所得税が國税に適用するか地方税に適用するか、或いは生産税が國税に適用するか、地方税に適用するか。両方共國税に適用する側面もあり、地方税に適用する側面もあると思ひます。そこで私が酒や煙草の消費税が國税に適用するといふのを、それを地方税として取る場合は、地方の自主的な課税権に基いて取らなければ、地方税としての本来の意味がないにやないか、ところが酒や煙草の消費税といふものは、各地方々々府縣單位にいたしましても、町村單位にいたしましても同様でありますけれども、その場合に各地方で自主的にばらばらに掛けることになりませうと、どうしても税率に相違が出来ます。従つて買上税の性質にも相違が出来るだらうと思ひます。そういたしますと、これはこの消費税の性質上これはまずいのであります。それよりは國家が今回の地方財政の委員会にお掛けになりました案につきましても、そういうことにならないうちに、全國價格が均等になるようにしよう、そういうわけでございます。

○鈴木直人君 そうですね。均等にしよう。例へば今度四倍なら四倍の中の二割だけを小賣税として……。

○証人(井藤半彌) そういたしますと消費者の立場で考へれば、結局、金額は一緒になる、そうすると國家から統制を受けることになりませう。その税率の決定につきましても、そういういたしますと國家がその物價政策や、何かを考慮いたしまして、全國同一に掛ける方が全國經濟政策、それから財政政策の統一といふ点からいつていいのではないかと。それで私は飽くまで地方財政で掛ける場合には、各地方團體の自主的な課税権に基いて、課税を自由に上げ下げするといふことに地方税の地方税たる特徴があるのではないかと。然るに消費税といふものはそういう性質がないので、だから國税として掛けるがいいのだ。それから私は酒や煙草の消費税を地方財政委員會で重要な財源にされておるといふことは、私御尤もと思つております。それから現在の地方税は大部分彈力性が無い。それでインフレーションによつて物價が騰貴したり、或いは名目の所得が上つても割合に自動的に上らない。ところが酒や煙草の消費税といふ自動的に上つて来るから、その点もいいというふうなこともおつしやつておりましたが、私は尤もだと思ひますが、それは國家財源

○証人(井藤半彌) 私この所得税附加税の問題は、他の証人の方と多少議論の色が違つたかと思ひます。それで私は所得税附加税を現在掛けることかどうかと思つてあります。と申しますのは御案内の通り、税の所得税は去年から予定申告納税制度になりました、非常にうまくいつておらないのです。そこで他の所得税がうまく取れないればこの附加税といふものはうまく取ることができない。國はその故に所得税附加税を各地方で掛ける重大なる欠陥がある。だからといつて所得附加税は要らないといふことではありませうが、これは所得税といふような、個人なら個人、会社なら会社を中心に、一年間の所得を綜合いたしました所得の配分、例へばその村なら村單位にその所得税の配分といふことは非常に問題になります。今度のように所得税の取り方が混亂しておりますときに、この所得税附加税を掛けるということは財務行政テクニック上非常に困難があるのではないかと私は考へます。それで私はこの所得税附加税の趣旨を住民税、市町村民税、縣民税の中に入れて、それで縣民税といふものを拡充する。そうしてその課税標準を財産及び財産所得を中心にするようにしたらどうか、これが私の考へであります。只今御質問の趣旨にちよつと離れたことを申しますが、御質問の中心は所得税附加税を地方税として掛けるということと違ひませう。ところがその場合でも所得税附加税は全國均一になるから、だから地方税として適しないといふことにならぬのではないかと、御質問の趣旨かと思ひますが、そうでないの

○証人(井藤半彌) 私この所得税附加税の問題は、他の証人の方と多少議論の色が違つたかと思ひます。それで私は所得税附加税を現在掛けることかどうかと思つてあります。と申しますのは御案内の通り、税の所得税は去年から予定申告納税制度になりました、非常にうまくいつておらないのです。そこで他の所得税がうまく取れないればこの附加税といふものはうまく取ることができない。國はその故に所得税附加税を各地方で掛ける重大なる欠陥がある。だからといつて所得附加税は要らないといふことではありませうが、これは所得税といふような、個人なら個人、会社なら会社を中心に、一年間の所得を綜合いたしました所得の配分、例へばその村なら村單位にその所得税の配分といふことは非常に問題になります。今度のように所得税の取り方が混亂しておりますときに、この所得税附加税を掛けるということは財務行政テクニック上非常に困難があるのではないかと私は考へます。それで私はこの所得税附加税の趣旨を住民税、市町村民税、縣民税の中に入れて、それで縣民税といふものを拡充する。そうしてその課税標準を財産及び財産所得を中心にするようにしたらどうか、これが私の考へであります。只今御質問の趣旨にちよつと離れたことを申しますが、御質問の中心は所得税附加税を地方税として掛けるということと違ひませう。ところがその場合でも所得税附加税は全國均一になるから、だから地方税として適しないといふことにならぬのではないかと、御質問の趣旨かと思ひますが、そうでないの

はないか。と言いますのは、所得税附加税なるものは最高率とか、標準率を國家が決めるという事は、或いは必要かも知りませんが、その範圍内で自由に上げ下げするという事は昔から認められておつたのであります。酒や煙草の消費税の場合と大分違ふのです。酒や煙草の場合は消費價格が違いますと、或る村で買わない、隣の村では要る、こういうことがあります。所得税の場合はそういうことがありません。所得税附加税の場合は標準率、最高率を決めましても、その法令の許す範圍内において地方團體の自主性を認められておると思います。

○委員長(吉川末次郎君) 他に御質問ございませんか……。御質問がなければ本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後四時四十八分散会

出席者は左の通り

委員長 吉川末次郎君
理事 中井 光次君
鈴木 直人君

委員 羽生 三七君
岡田喜久治君
草葉 隆圓君
黒川 武雄君
奥 主一郎君
岡本 愛祐君
阿竹斎次郎君

証人

東京商科大学教授 井藤 半彌君
立教大学教授 藤田 武夫君
札幌市助役(北海道
都市財政協議会長) 原田 興作君
東京市政調査会審議員 鈴木 武雄君

埼玉縣事務吏員(埼玉縣前地方課長) 大高 義賢君
日本医師副会長 河北眞太郎君
日本弁護師會連合會長代理 小國 修平君
関東配電株式會社取締役 伊賀 秀雄君
日本自治体労働組合連合會副委員長 三田 朝丸君